

# 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る

## 道の対応に関する説明会（札幌） 議事録

- 1 日時 令和2年1月14日（火）18:30～23:06
- 2 場所 TKP札幌ビジネスセンター 赤れんが前  
北海道札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館
- 3 説明者 北海道 経済部長 倉本 博史  
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室長 佐藤 隆久
- 4 出席者 61名
- 5 報道 道新、毎日、HBC、STV
- 6 議事内容

（司会）

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから、日本原子力研究開発機構より、北海道及び幌延町に協議申し入れがありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を開催いたします。私は、司会・進行を担当させていただきます北海道経済部環境・エネルギー室の池本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第の下の方に配布された資料を記載させていただいております。一つ目は、資料1の次第。現在、ご覧いただいております。続いて資料2の「対応について」という資料があります。資料3の「道民の皆様からの主な意見」。資料4は、「研究計画（案）」となっております。資料5の「確認会議で確認できた主な内容」。最後に大冊でありますけれども、参考資料となっております。不足はございませんか。ご確認をお願いいたします。不足はございませんでしょうか。もし資料が足りないといった場合、途中でも構いませんので係の者へお申し付けください。

それでは本日の説明者をご紹介します。北海道経済部長の倉本です。

（北海道 倉本部長）

倉本です。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、北海道経済部環境・エネルギー室長の佐藤です。

（北海道 佐藤室長）

佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、次第により進めさせていただきます。まず、倉本よりご挨拶を申し上げます。

（北海道 倉本部長）

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、この説明会に足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。北海道経済部の倉本でございます。説明会の開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。昨年8月2日になりますが、原子力機構から道及び幌延町に対しまして「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、計画期間の延長の協議申し入れがござい

ました。これを受けまして、道と幌延町では確認会議などを通じまして、その内容を精査いたしました。申し入れのあった計画（案）が協定に基づく当初計画の変更の対象となること、その内容には協定に反するものはないこと。また研究の期間と研究に対する原子力機構の意思と責任などの確認をし、この度の申し入れを受け入れることとしたところでございます。本日は、受け入れを判断するに至りました道の考えを、道民の皆様へご説明させていただくため、この説明会を開催することといたしました。道といたしましては、本日の説明会を含め、様々な機会に頂戴するご意見を参考とさせていただきながら、今後、毎年度開催いたします確認会議での確認や原子力機構への働きかけなどによりまして、道民の皆様の不安や懸念をできるだけ小さくしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

（司会）

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず説明をさせていただきます。

（１）申し入れからの経過について、（２）道民の皆様からの主な意見について、（３）道の対応についてということで、佐藤よりご説明いたします。

（北海道 佐藤室長）

あらためまして、環境・エネルギー室の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。まず（１）の経過についてご説明を申し上げます。お手元でございます厚い資料でございますが、参考資料、こちらの方の表紙をめくりまして、１枚目。右肩に参考①と書いてある資料がございます。こちらをご覧ください。これまでの経過につきまして、ご説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、８月２日、日本原子力研究開発機構が道と幌延町に対しまして「令和２年度以降の幌延深地層研究計画（案）」につきまして、申し入れがございました。その後８月５日、道と幌延町が協定第１４条に基づく「幌延深地層研究の確認会議」の開催を合意いたしまして、９月５日から１０月４日、ここで研究計画（案）に関する道民の皆様方からの質問や疑問等の募集を行いました。これを受けまして、９月１０日から１１月６日まで５回に渡りまして、幌延深地層研究の確認会議を開催したところでございます。１１月６日でございますけれども、この研究計画（案）に係る確認会議の確認結果をホームページで公表したところございまして、この日から１２月５日まで、道民の皆様から確認会議の確認内容につきまして、意見の受け付けを開始したところでございます。この確認結果につきましては、１１月１９日に札幌市で、１１月２０日に幌延町で、それぞれ道民の皆様への説明会を開催いたしますとともに、１１月２０日には幌延町で、確認結果についての幌延町の周辺市町村への説明会を開催したところでございます。１２月６日でございますけれども、この研究計画（案）に係る原子力機構理事長と知事、幌延町長が面談を行っております。１２月９日ですけれども、幌延町長がこの研究計画（案）について、町議会におきまして受け入れを表明いたしますとともに、道といたしましても１２月１０日、知事が道議会におきまして、この研究計画（案）の受け入れを表明したところでございます。これが協議申し入れに係るこれまでの経過でございます。続きまして、（２）道民の皆様からの主な意見についてでございます。資料の３をご覧ください。資料３の方には、先ほどご説明をいたしました道民の皆様からいただいたご意見、これに確認会議の際にもいただきました道への質問等を合わせました道民の皆様からの主な意見を列記したものでございます。全ての意見につきましては、参考資料の方に入っておりますので、後程ご覧いただければと思います。主だった意見を読み上げさせていただきます。まず当初計画と三者協定の関係についてでございますが、２番目のマルでございますが、研究延長は、「研究期間２０年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画（案）の受入拒否と研究を約束どおり、２０年程度で終了することを強く求める。直ちに、研究計画を終了し、埋め戻すこと。また三つ目のマルといたしまして、当

初計画段階での地域住民や道民の約束を尊重し、「20年程度」とした研究期間をしっかりと守るべき。現研究の延長ではなく、一度終了させた上で、新たな計画として提示し、道民や地域住民との十分な対話、合意のもとで進めるべきといった意見などをいただいております。続きましてのシカクでございますけれども、高レベル放射性廃棄物の持ち込み等につきまして、持ち込みへの心配といたしましては2番目のマルでございますが、期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されていない研究計画（案）は、経過を無視して道民との約束である協定を実質上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるもの。またその下のマルでございますが、この研究所の存在は牛乳の今後の売上げ、イメージダウンにもつながる。延長は高レベル廃棄物を持ち込むつもりなのか疑ってしまう。近隣の農家住民は大反対であるという話。また道民の安全・安心といたしまして、1番目のマルですけれども、安全・安心な食料基地「北海道」を守ってほしいといったようなご意見をいただいております。続きまして3番目のシカクでございますけれども、地層処分の方法、放射性廃棄物の処分のあり方につきまして、1番目のマルでございますけれども、安全な処理方法が確立されていないなかで、道内の地層研究は行われるべきではない。2番目のマルといたしまして、火山列島と言われる日本には10万年間も安定した地盤の場所はどこにもない。地層処分は止めて、地上の保管を考えるべきといったご意見をいただいております。その下のシカクでございますけれども、研究延長の必要性等といたしまして、瑞浪との関係で、瑞浪の施設については研究終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせず延長するのか納得できないということ。また、サイトの位置づけにつきまして、道が確認した「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」はサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層である幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味する。「なし崩し的処分場」への危険が高まる。従って新たな申し入れは協定に違反しているというご指摘。またその下の基盤研究の終了につきまして、当初計画は「基礎研究」だが、NUMOの「包括的技術報告書（レビュー版）の概要」では、「基盤研究」が終了していることを明らかにしており、幌延での研究を延長する必要がないというご指摘をいただいております。続きまして、2ページに移りまして、当初計画との関係でいきますと、研究計画（案）は、当初計画とは内容が変わり、新規の計画である。道民と専門家を加えた検討機関を設けて道民目線で2年程度をかけて詳細に検討すべきというご意見。幌延での延長につきましては、処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発は必要であろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はないというご意見。次の終了時期については、少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないというご意見。その下のマルですけれども、研究計画（案）は、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長できることになり、第4期で終了する裏付けにはならず、永久に研究施設とすることが伺えるというご意見。その下のカッコですが、NUMOの資金・人材の活用としまして、NUMOの資金、人材を活用することは、NUMOが研究することと同じで、幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質し、三者協定に違反するというご意見。その下の機構への不信感として、研究はおおむね順調に進んでいると報告しながら外部から言われて継続する組織は信用できない。延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言うてくる恐れもある。このような組織の研究延長は絶対に認めるべきではないというご意見。その下のシカク。道の対応でございますが、まず、協定への認識、これまでの道の対応につきまして1番目のマルでございますが、道民の強い懸念と反対を押し切って、三者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も自覚していないのではないか。その下で、なによりも優先されるのは、定められた期間を守るということであり、研究の不充足さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべき。北海道として、協定を基本に研究延長を認めず、埋め戻しをするよう判断することを期待するというご意見がありました。その下のカッコでございますが、延長に関する道の対応につきまして、協定遵守を徹底するとと

もに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたいというご意見。その下のカッコでございますが、道民の意見を聞く姿勢といたしまして、道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでほしい。その下ですが、知事は市民と会い、直接、話しあったり意見を聞いて欲しいというご意見がありました。また確認会議につきましては、3番目のマルでございますが、確認会議は、延長を前提に確認したにすぎないように思われるといった意見をいただいております。続きまして3ページの方に移りますけれども、情報公開につきましては、従来成果報告の中に、一番不安な出水、湧水に関しての報告やその処理に関する記述が殆ど見られない。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出すべきというご意見をいただいております。その下の今後の担保措置につきましては、今回の計画（案）を認める場合は、「基本的考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないかというご意見。三つ目のマルですけれども、道条例に記されている「持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「持ち込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正すべきといったご意見をいただいております。その下の研究の推進につきましては、2番目のマルでございますけれども、安全性が確認できるのであれば、経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成するといったご意見。その下、5番目のマルですけど、原子力発電をやめても廃棄物はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めず研究を続けるべきであるといったようなご意見もいただいております。その他、下にございますが、エネルギーの多様化ですとか、原発再稼働、脱原発、地域振興方策等についてのご意見をいただいたところでございます。以上、道民の皆様からの主なご意見を紹介させていただきました。

続きまして、資料の順番戻って大変申し訳ございませんけれども、（3）道の対応につきまして、資料2でご説明をさせていただきます。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する対応についてということで、こちらにつきましては、この度の研究計画（案）の申し入れを道として受け入れることにした考え方を整理したものでございます。この資料は、道の環境・エネルギー室のホームページでもご覧いただけるように掲載をしているところでございます。まず1番目の研究計画に関する基本認識でございますが、わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であり、道といたしましては、「特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、その処分方法の試験研究を進める必要があるものと考えております。一方で、幌延の深地層研究計画については、道民の皆様の中に、最終処分場になるのではないかという不安や懸念がある中、「三者協定」を担保措置として受け入れたものでございます。道といたしましては、この深地層研究計画が、三者協定に則って進められなければならないと考えておりまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する申し入れも、「三者協定」に則ったものであることが大前提と考えております。2番目の申し入れ内容の精査、確認会議についてでございますが、道と幌延町は、申し入れがあった研究計画（案）に関しまして、先ほどご説明いたしましたように、9月から11月に5回にわたり確認会議を開催いたしまして、専門有識者の助言をいただきながら、道民の皆様からの質問も含め、必要性、妥当性、三者協定の整合性の観点から精査を行ったところでございます。その中で、令和2年度以降の研究計画（案）は、三者協定に基づく計画変更の対象となること。研究は概ね順調に進められているものの、一部研究に遅れがあったことなどにより成果を得るためには、継続して実施する研究があること。令和2年度以降の研究は第3期及び第4期中長期目標期間の9年間を通じて技術基盤の整備の完了が確認されるよう進め、確認されれば研究が終了し、研究終了後は埋め戻すこと。三者協定の関係条項と整合しており日本原子力研究開発機構は、協定遵守の意思があることなどを確認いたしました。この結果、令和2年度以降の研究計画（案）には三者協定に反するものはないことを

確認したところでございます。3の道民の皆様の声等と対応でございます。(1)の道民の皆様の声でございますが、道では、確認会議を開催するにあたって道民の皆様からご質問を募集するとともに、確認会議後の説明会やメール等を通じて、ご意見をいただいたところでございます。主なものとしたしましては、研究を推進すべきとのご意見があった一方で、先ほどもご説明いたしました、研究期間20年程度を無視しており認めることができないですとか、再延長を認めると自動延長となる可能性があり、最終的に処分場になる可能性があるといったご意見。終了期限が示されておらず、明らかにすべきといったご意見。研究は順調としながらも突然の延長であり情報提供が不十分、信用できないなどのご意見があったところでございます。また道議会におきましては、道民の声をどのように受けとめたのか。当初計画通り20年で終了すべきではないか。道が研究期間を守らせる役割を果たしていないのではないかなどの、そういった議論があったところでございます。2ページにまいりますけれども、道といたしましては、この度の申し入れのあった研究計画(案)につきましては、確認会議において、期間を20年程度とした当初計画の変更として、三者協定第7条の対象となることを確認したものの、道民の皆様の間には、依然として、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声があるところであり、こうした声を十分に踏まえていく必要があると考えたところでございます。(2)の道民の皆様の声への対応でございますが、こうしたことを受けまして、道では、確認会議や原子力機構理事長などとの面談を通じまして、原子力機構は研究計画を進めるにあたって、「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと。令和2年度以降の研究期間は9年間であること。原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと。原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること。原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告の中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること。原子力機構は毎年度の計画や実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを実施もしくは明確化したところでございます。これによりまして、なし崩し的に最終処分場になるのではないかという不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えております。しかしながら、地下施設が存続する間は、こうした不安や懸念を完全に解消することは困難であるため、研究が「三者協定」に則り計画に即して進んでいるか、適切に確認していくことが必要であると考えております。4の幌延町の意向でございますけれども、先ほどご説明いたしましたように幌延町は、12月9日の町議会で、研究計画(案)について、熟慮を重ねた結果、町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れることを表明したという状況でございます。5の道としての判断でございますが、以上のことを踏まえまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、これを受け入れることといたします。合わせて、原子力機構に対し、研究の実施状況をはじめ、道民の不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開と発信を求めるとともに、毎年度「三者協定」に基づく「確認会議」を開催し、専門有識者を加えて、年度ごとの計画や実績はもとより、外部評価も含めた研究が「三者協定」に則り計画に即して進められているのかを確認し、その結果を公表していくことにより、不安や懸念をできるだけ小さくしていけるよう取り組むものとするという、こういう道の対応につきまして、まとめたところでございますのでご説明をさせていただきます。以上でございます。

(司会)

以上。原子力機構からの協議申し入れがありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」につきまして、道として受け入れることとした考え方を説明させていただきました。

続きまして、(4)番になります。質疑に入らせていただきます。これまでの説明についてご質問あるいはご意見がございましたら、挙手により、ご発言をお願いいたします。なお、なるべ

く多くの方からご質問をいただきたいと思いますので、まずはお1人様につき、1・2問程度に質問をまとめていただき、発言をお願いいたします。質問が一巡しましたら再度ご質問を受けることにしたいと思います。それでは質問のある方は挙手をお願いいたします。それでは前から2番目の方。

(質問者)

これから確認会議を催して道民の不安を和らげるというお話ですけれども、経済部長が11月に、なぜ今まで過去20年間こういう確認会議をなぜ催されなかったか。道民はね、地元も含めて、不安であると、いろんな事故もありましたから、それについて確認会議なり、そういう説明会を求めたにも関わらず、なぜ開催しなかったという質問をしたところ、経済部長は、いや必要がなかったと、全部了承の上だという答えでした。ところが、一月二月変われば、これから9年間の間、毎年確認会議を開催して、その専門家も含めてですね、進捗状況を精査してチェックしていくというお話ですね。なぜそれに変わられたのか。過去の反省の上に立って、総括の上で、道として新たに対応されるのか。過去との整合性がないのですけれども。同じ部長として。

それと、この中で、専門家をどのように選出されるかと。過去、4回目、5回目に傍聴した時に、専門家の先生方が、延長に関わる、なぜ延長かといった時に、どなたもそれをチェックされませんでした。技術的な意味では。それで、文言では確認会議をやる。それで精査するということですが、どういう目的で、しっかり過去の反省からして、確認会議の目的と、その専門家の方の選出、それと、道民に対する説明ですかね。そこら辺をどのように考えておられるのかを、お聞きしたいのですけれども。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。まず、これまで確認会議、協定には規定されているのですけれども、我々の方では開催してきませんでした。これまで道の方でも毎年度、計画ですとか、或いは成果の報告を機構から受けておまして、その中では計画20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることですか、あるいは、機構側からも、研究は概ね順調だと報告を受けてきたという中で、確認会議の開催の必要性を考えてなかったところが、実際のところであります。

一方で、今回、先ほど申しましたが8月2日に申し入れがあったわけですけれども、これは今回の確認会議の中でも出ておりましたが、昨年3月末に外部の専門家などの方の評価を踏まえて、原子力機構の中で検討した結果、延長が必要だということで申し入れられたと。ただ、これについては、それまで、研究は順調だと我々は報告を受けておりましたし、本当に突然の申し入れとなってしまうということだと思います。そういう意味でいけば、これまで、突然の申し入れとなったということについては、やはり道民の皆様からの信頼を損ないかねないような事態であったと思いますし、我々としても、改めてしっかりと、そこについては、今後の研究を進めるにあたっては、その進捗をフォローしていかないといけないという、反省があったのかということであれば、そこについては反省をいたしまして、しっかりとやらなければいけないという考えのもとに、今後は、毎年度、有識者も含めて、確認会議を開催させていただきたいと思っております。目的という意味では、様々なことがありますけれども、ベースになるのは、これから毎年度ごとに計画を作って、さらにはその実績報告というのがありますから、そういったものを確認する或いは、これは毎年行われるわけではないと思いますけれども、外部の評価などもこの間おそらく行われますので、そういった評価についても、確認していきたい。それから、その時々、様々な起きたことがあれば、それも、その状況に応じて内容はどうだったのかということを確認していくという意味で、しっかりと三者協定に則って、計画に即して、この研究が進められているのかを確認して、それを公表することを目的に開催していきたいというふうに思っております。

専門有識者の選出については、室長の方から。

(北海道 佐藤室長)

はい。専門有識者につきましては、従来は地質学ですとか、地盤工学、原子力工学、環境工学といった、研究計画案に係るところに加えまして、行政法の専門家の方に入っていたところをございました。今後につきましてはこうした方々に加えまして、道民の皆様へのわかりやすい確認会議の内容ですとか、情報発信、そして、機構の方の考え方というのをどうすれば皆様に分かっていたかということを考えながらですね、例えばなんですけれども、コミュニケーション分野のような方々ですとか、そういう従来の技術に関わらない方とかも見ながら人選をしていくということを検討していきたいと考えております。

(司会)

それでは次の方。右の方。

(質問者)

質問は2、3ということですので後程また必要があれば質問させていただきたいと思いますが、本題の前に、まず北海道として決定に至ったプロセスや、今日の説明会そのものについて疑義がありますので、まずそこから、発言をさせていただきたいというふうに思いますが、一つには、北海道として決定に至ったプロセスでありますけれども、原子力機構から回答期限についても求められていないにもかかわらず、なぜこのような早急な拙速な判断をしているのか、甚だ疑問であります。また、12月6日に知事、そして児玉理事長、更には幌延町長と会談しておりますが、この三者会談いずれもお忙しい方だと思いますけれども、いつ、会談の日程を決定していたのか、お答えいただきたいと思います。

それから本日の説明会についてでありますけれども、本日の説明会は決定事項を道民に理解にしてもらうというふうな趣旨かというふうに思いますが、センター開設時においても、全道9ヶ所で道民の意見を聞く会などを実施していると。本来であれば、道民からの意見公募をした12月5日以降に、知事が意思表示する前に、道民の意見に対する説明会を開催するなり、公聴会なり意見を聞く会などを行うべきだ。そういう意味ではプロセスについても不十分だと思いますし、本日の説明会の開催場所がなぜ札幌、幌延、帯広、函館なのか、とりわけ北海道第2の都市であり、幌延と同じ道北地域、さらには、全道で一番早く意見書採択を行った旭川市でなぜ開催しないのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、道民の意見は554件寄せられているということでありまして、この寄せられた意見の出された自治体、どこの自治体から何件出されているのか、多い順に、10位お答えいただきたいというふうに思います。以上です。

(北海道 倉本部長)

まず、私の方から。このプロセスについてご指摘あったのは、その何と言いますか、拙速ではないのかというご指摘だろうと思います。それから、説明会については、知事が判断を行う前に行う、それまでにお伺いした意見を踏まえて説明会した上で知事が判断すべきではないかというご指摘でありました。その点について、お答えさせていただきたいと思います。

まず説明会を含めてこの判断に至る経過の中で、先ほども経緯についてご説明させていただきましたけれども、まず我々は今回申し入れを受けた以降、やはり、幅広い方々からの、いろいろ疑問点等々踏まえて、内容を精査していく必要があるだろうというふうに考えまして、まず確認会議の開催の前に、多くの道民の方々を対象に、ご質問、疑問点を募ったところをございます。それらを含めて確認会議の中で、研究計画を今回延長しようとするその必要性がどんなものなのか、それから内容の妥当性ですとか、それと協定との整合性といった観点から、今回申し入れあった内容を精査させていただいた。ちょうど200件のご質問をいただきましたので、それらにつ

いてもすべて確認会議の中で確認をさせていただいたところでもあります。

その後、確認会議の結果について、説明会をさせていただきました。その場でも、様々なご質問ご指摘ご意見を伺いましたし、またそれに関してのメールや郵送でのご意見を伺ったところもあります。今回、知事が判断するにおいては、そういったご質問に基づいた確認会議の結果、それから確認内容に関する皆様方からの、道民の方々からのご意見、そういったものを踏まえた上で判断をさせていただいたということでございます。今回、開催をいたしました説明会につきましては、そうしたことをご説明させていただくとともに、それに対してさらに皆様方のご意見をいただいて、今後の我々の対応、特に確認会議の中で、さらに確認していくべきことですか、あるいは機構に対して働きかけていく、求めていくことなどの中でいただいたご意見を活かして、不安や懸念の解消に努めていきたいというふうに考えております。

それから12月6日のですね、機構理事長との面談の決定の経過或いは、今回の説明会の開催場所、それから意見の多い自治体等については室長の方からご回答させていただきます。

(北海道 佐藤室長)

はい。私の方から回答させていただきます。まず、12月6日の会談の決定時期でございますけれども、議会の方で知事が、この表明をいたしましたのは11月29日です。その後、日程の調整をさせていただきまして、この日が空いているということで、調整をさせていただいたという経緯でございます。

続きまして、旭川市でなぜ開催をしなかったのかということもございますけれども、確認会議の結果に係る説明会を開催した地元幌延町、そして全道の皆様が集まりやすい札幌市に加えまして、今回はその全道の地域バランスを考えて、道南の函館と道東の帯広で開催することとしたところでございます。

そして、道民意見が出された、町村の多い順、自治体順ですけれども、上位5件をお話しいたしますと、一番多いのは小樽で97件、その次は札幌で92、幌延が73、豊富が41、そして旭川市が24件でございます。以上5件、説明させていただきます。

(質問者)

今の回答に対しての質問というのは、後からということですか。今でいいですか。

(司会)

先ほど申し上げましたように、一巡してからでよろしいでしょうか。

(質問者)

今、聞きたいことの疑問っていうのは、すぐ発言してもいいのではないのでしょうか。

(司会)

わかりました。今の点に関してということで。

(質問者)

答弁漏れもあります。答弁漏れ、まずは、なぜ拙速に決めたのかということについて具体的な回答が一切触れられておりませんでした。それから、意見が多かった自治体の数を5件教えていただきましたけれども、旭川でやらないという理由についても明確に答えておりません。バランスでという答えは、そうしたら当初から説明会は4自治体しかやらないという考えだったのか、そのことを、お答えいただきたいと思えますし、道民の意見が多い順にも、5番目に旭川が入っているのに、なぜ旭川が抜けているのか、全然理解できません。改めて回答をお願いします。



(北海道 倉本部長)

拙速ではないのかということをございますけれども、我々としては拙速というか、いついつまでということをあらかじめ期限を決めて進めた考えはありません。それで先ほども申し上げましたように、まずは、申し入れの内容につきまして、それを精査するにあたって、様々なご質問を道民の皆さんからいただいて、まずその中身を精査したプロセス。それからその結果についてご説明させていただく場を設けて、それに対するご意見をいただいたプロセス。それと、道議会の議論或いは、幌延町、地元のご意向、こういったことを、順を追って、それぞれ踏まえた上で、最終的に道としての対応を判断したということをございます、ステップを踏んで進めてきた結果ということをございます、拙速ではないかというご指摘はございましたけれども、我々としてはそういう考え方の中で進めてきたということをございます。

(北海道 佐藤室長)

それから、旭川の件につきましては、繰り返しになってしまいますけれども、我々といたしましては、最初幌延と札幌ということをやったわけですけれども、地方で広く、ご意見の数が少なくても、広くいただいているという状況もございますので、そういったことも加味しまして、道南と道東でもやろうということに至ったところでございます。

(質問者)

はい。よろしいですか。ちょっと答えになっていないのですが。いいですか。

まず、道としては拙速とは考えていないという回答ですけれども、確認会議の議事録など、我々も、本当に読む間もない間に、次の確認会議が行われているような状況であって、本当に我々、私から見れば、拙速に結論を出したと言わざるをえない。もっと言えば、道議会の多くの道議の皆さんも12月議会で結論が出るなどと思ってもいなかったという方が多くいます。これは私だけではないということでもあります。そういう意味では、こういう進め方を北海道が拙速でないというふうに判断していること自体、摩訶不思議な状態でありますし、説明会を、当初は2ヶ所、4ヶ所に増やしたから、満足だろうなんていう答弁も全然納得できませんし、もっと言えば、この説明会のあり方自体でありますけれども、道と道民が直接対話できる場というのが、今回この件であったのは、確認会議に関する部分の説明会と、本日の説明会、いわゆる決まったことの説明でしかないということです。これは民主的な、物事の決定する上での、道と道民との対話とは言えるものではありません。以上です。

(北海道 倉本部長)

拙速ではないのかというご指摘については、受けとめさせていただきたいと思っておりますが、我々としましては、先ほどお話ししましたように、必要なステップをそれぞれ踏んできたというつもりであります。踏んでないという声もございますけれども、我々としては必要なステップを踏んできたというふうに考えております。

道民の皆様との対話ということにつきましては、様々なやり方は当然あるかと思いますが、我々も説明会という形式の他に、ご意見、ご質問を伺うということを含めて、そういったところを今回、もうお返しをしておりますけれども、それぞれいただいたものについてそれぞれすべて対応、回答、考え方ですとか、それに対する検討結果というものを整理した上で、進めてきておりますので、それで十分かどうかについては様々なご意見があろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたように必要なステップを踏んで来たというふうに考えております。以上でございます。

(司会)

それでは次の方、隣の女性。

(質問者)

簡潔に3点ほどお伺いさせていただきます。資料2の2ページ目。機構が道民の意見や何かを踏まえて、最終処分場にしないこと、及び研究終了後は埋め戻すこと、これ両方とも三者協定に書いてあることですが、それを計画案に書き加えたことをもって、次の黒丸で、研究期間は9年と書いてあることと受けとめて、受け入れを決めたということですが、書き直しをさせて提出させたその計画に、期限が9年間であるということ、それから再延長はしないということは明記されていたのでしょうか。ということが1点。もし、明記されていないのであれば、なぜ、研究期間は9年間であるということ、受けとめる道の判断が何を根拠になされたのか。それが2点目。

それから先ほど、1件目の質問の方に対する答弁の中で倉本さんがおっしゃったことで、あれと思ったのですが、機構の考え方を道民に理解してもらうためにはどのようにしたら良いかということをお考えになって、技術コミュニケーションとかそういったことの専門家を確認会議のメンバーにお入れになったというお話がございました。図らずも、確認会議をする前から、確認会議は、道民に機構の考え方を理解させるために行うということを目指して、体制からお開きになったということ、道職員ご自身のお口から承ったというような印象を受けるのですが、確認会議というのはそういうものであったのかということが3点目。以上、お答えいただければと思います。お願いいたします。

(北海道 倉本部長)

はい、ありがとうございます。まず1番目の期限再延長はしないということが、今回の計画書案に明記されているのかということについて、直接そういう表現では書いてございませんので、今回確認会議の中でも、その期間の延長の申し入れでありましたので、そもそも、この申し入れが、どういう期間を延長するということなのかについては、確認すべき重要なテーマ項目ということで、確認会議の中で繰り返し確認をしております。

なぜ、では書かれていないのに、9年間で終了するものと受けとめるその根拠は何かというのは、2番目のご質問だと思いますが、先ほどの資料2の2ページ目です(2)道民のお声等への対応のところの黒ポツの2点目、3点目ですが、今回確認会議の中、それから、知事と原子力機構理事長との面談の中で、それぞれ原子力機構の考え方、何をどのように進めていく考えなのか、それを確認しておりますが、その中で、まず、研究期間が9年間である。これは令和2年度以降ですが、この9年間でやっていくことが明確にされております。それから原子力機構はその9年間の期間を通じて、必要な成果を得て研究終了できるよう、しっかり取り組むということの表明を理事長自らされております。また、今後ですね、工程表を整理して、毎年度の報告の中で、研究の実施状況をわかりやすく説明する。あるいは、実績だけじゃなくて、外部の評価などについても、しっかりとオープンにして明確にしていくといったことなどを確認してきておまして、こういうことを通じて、我々としては、今回の申し入れが、この9年間の研究期間で必要な成果を得て終了するものであるというふうな受けとめた根拠でございます。

それから3点目の、今後の確認会議での専門有識者の選出について、先ほどの佐藤室長からの話については説明が十分ではなかったところもありましたが、今後コミュニケーション分野の専門家を加えたいと思って検討しております。これは、機構の考えを、道民の方々に押し付けるということではなくて、我々もそうですけれども、なかなかその技術的な要素が多く、いろんな計画書ですとか実績についても出てきておまして、それをひとつひとつその場で聞くと何となく理解できるわけですが、それはしっかりと、どういったことを具体的に示すのかが、当然わからな

いと、やろうとしていること、あるいはやってきたことが計画に本当に即しているのか、当初の今回の中身と合致しているかもわからないということもありますので、そういう意味で、わかりやすく、それをオープンにできる人、それから、これは逆に言えば道民の方々が不安に思っていることを専門技術者、実際に研究されている研究者の方々にも理解してもらうためには、そういうコミュニケーションの分野の方々が、道民の方々の意見を技術者の言葉に変えるみたいなことも必要だと思いますので、そういう意味で、今後コミュニケーション分野の方々を、適任者が得られれば、加えていきたいと、そういう趣旨でございます。

(質問者)

他にもご発言なさりたい方がいらっしゃると思いますので、1件だけご指摘させていただきます。当初の研究期間20年程度とした当初の計画案、その計画案についても、私たちは、これまで機構の発言を、一生懸命この期限を守りますとそのために努力しています。その方向で研究していますということを知ってこれまでやってきました。その計画が、今回守られずに延長してくださいということになったということは、機構というのは、ご自身の出された当初の計画案の期限もお守りにならない、そういう組織だと思います。なので、再延長はしないということはどこかで明記させなければ、9年で終わるという受け止めをするというのは、余りにも楽観的というか、申し上げさせていただければご判断が甘いと思わざるを得ません。以上です。

(北海道 倉本部長)

はい、ありがとうございます。私どもとしては、先ほども申し上げたと思いますけども、今回の申し入れについて、最初にこの間、20年程度という当初計画について、三者協定を担保措置として受け入れて、それに即して進めてきたわけでございます。我々も、概ね順調だというふうに聞いていた中で、8月突然申し入れがあったことについては、これは本当に信頼を裏切りかねないことだというふうに思っておりますし、先ほど、最初の方のご質問ございましたけれども、道庁の対応自身について、やはりもっとしっかりやらなきゃいけないということについては、今反省をしているところであります。その上で、今回の申し入れについて、まず一つは、機構として、この9年間の中で、必要な成果を得て、研究終了できるようしっかり取り組みますと改めて理事長自身が表明しているということもありますけれども、先ほど申し上げた反省の上に立って道として、改めて今後確認会議という場を通じて、その研究がですね、協定に則って、かつ計画に即して進められているのかというものをしっかりと確認をし、その結果を公表するというところを行って参りたいと考えてございまして、そういったことを通じて、我々としては、この9年間の期間で研究が終了するものと受けとめております。もちろん、改めて再延長が必要となる、そんなことは、そういう意味では想定をしていないわけですが、仮の話ですが、そういった再度の延長協議があった場合については、現在これを認める考えはない、ということをお知らせしておきたいと思っております。以上でございます。

(司会)

それでは隣の方。

(質問者)

研究主体のですね、開発機構と処分主体の環境整備機構、まあNUMOとかJAEAとかって言っています。本来違う組織ですが、研究成果については共有するということになっていきますから、これ、両方ともですね、地層に対する見解というのが共通していますよね。ご存知ですか、日本の地層は300メートル以下についてはですね、非常に安定したものがどこにでもないと、砂地以外はですね。こういう見解ですが、この見解は、高校生でも否定しています、わかりますか。

ごくごく基本的な彼らの見解が間違っています。そのことを、あなた方ご存知ですか。ちなみにですね。2012年に日本学術会議、この論文なんかお読みになったことないでしょうけども、高レベル放射性廃棄物についてですね、どうすればいいかというときに、この地層について何で言っているか分かりますか。ご存知ですか。ご存じの方、手あげて、本当に。この見解については、厳密な検証を要すると言っています。わかりやすい言葉で言えば、これは嘘ですということですよ。全体が、まず間違っています。それから、資料の3の1ページの一番下のところに、当初計画は基礎研究だが、NUMOの包括的技術報告書レビュー版の概要では云々と言っています。もう研究終わっているって、書いています。あんた方これお読みになりましたか。お読みになりましたか。お読みになった。だったらここに、もうNUMOは要らないって書いています。それでも必要ですか。研究成果を共有している彼らが、こうやって言っているのに、JAEAは研究が必要だと。しかも、●●さんという方、これ地層の研究者です、原子力のですね。この人は、JAEAが言った三つの研究成果については、地層研究は必要ないと、地上でも十分できるとこういうふうにおっしゃっていますよ。こういう論文をお読みになりましたか。読んでないでしょう。本当に、何にも知らない人たちが、JAEAの言う事はいはいと言って、そして、その見解を私たちに伝えているだけじゃないですか、会議っていうのは。12月5日に、パブコメが終わって、10日に知事が反対しているけど、多分これを500幾つの9割は反対意見だったのでしょうか。反対意見を踏まえて十分精査した上で、拙速でないと、どうして言えるのですか。以上、答えてください。

(北海道 佐藤室長)

まず、学術会議の地層処分の考え方のお話でございませうけれども、具体的なお話をいただかなかったので、暫定保管のお話ということによろしいですか。

(質問者)

何ですか。

(北海道 佐藤室長)

学術会議が定義を行った地層処分というものを、いつまでも、地層処分を、という前に暫定保管をすべきではないかと、日本学術会議が言ったこと。

(質問者)

私が言っているのは、そうじゃないですよ。NUMOやJAEAの見解が間違っているということを、私が言っているのではないですよ、日本学術会議が言っているのを、あなた方がどう受けとめるかと言っているのですよ。そのね、50年間、ちょっと後ろづくりして、どうしてこうしてって、そういう前の話だ。

(北海道 倉本部長)

地層処分に関する、そもそも地層処分ということが、可能なのかということですね。

(質問者)

そういうことだ。日本で。

(北海道 倉本部長)

これについてはもちろん、我々自身が、個々に専門的な研究をしているわけではありませんが、我々なりに、この業務に携わるに当たって、いろいろ資料ですとか、あるいは国の計画について

は、いろんな意味で、参考にさせていただいて、読んだりしているつもりであります。現時点での、これは国の中での方針、あるいは、結局、考え方っていうことになろうかと思えますけれども、高レベル放射性廃棄物の処分方法として、地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、人間の生活環境から隔離する方法が最適であると、国際的に考えられているというふうに国の方の計画等には載っております。これを地層処分ということで、我が国でも地下 300 メートルより深いところの地層に処分することとなっているのが、現在、国の方針ということでございます。もちろん、色々な知見ですとか、科学技術の進歩ということもありますので、当然、よりよい方法があれば、これを研究していく、あるいは検討してくってことが、国においてしっかりやっていただかないといけないと思っておりますけれども、我々が知りうる限りの中では、今申し上げたようなことが、現在での最良の方法として、されているというふうに理解をしております。

(北海道 佐藤室長)

それと、NUMOの包括的技術報告書の中の記述についてでございますけれども、この報告書の中では 2000 年以降の、研究開発成果を踏まえて、適切なサイトの選定に向けた技術基盤が整備されたということとされておりますけれども、技術的な信頼性をさらに向上させていくためには、その人工バリアの適用性を確認するための地下環境での実際の環境での試験などの課題も示されているというふうに記載されていると認識しております。こうした課題については、技術基盤の改良に向けてですね、原子力機構が幌延深地層研究センター地下施設を活用して実証をしていく計画というふうに我々は認識しております。

(質問者)

関連しますから、いいでしょ 1 回くらい。地層研究について否定するものではないのですよ。フィンランドのような堅牢な地盤であれば、それは、文句言いませんよ。実証されているのですから。しかしね、300 メートル深く掘れば、安定した地層があるなんて、これ、幌延の 5 km 向こう側の豊富でこの間地震があったばかりでしょう。それほど、不安定なところで、なぜ日本でそれがあるといえるのか。あなた方、政府の研究だから、信頼したいとおっしゃるのかもしれないけど、これはどうですか。政府の研究、ここはね、この地層処分は、使用済み燃料の再処理が前提になっているのですよ。プルサーマル計画とか、核燃サイクルとかっていうでしょ。じゃあこれうまくいっているのですか。六ヶ所の処理研究所どういうふうになっているかご存知ですか、あなた。24 回も竣工延長しているのですよ。夢の高速増殖炉、1 兆円も無駄遣いして数日間しか働かないで、廃炉になったじゃないですか。どうしてこんな技術が信用できるのですか。それを前提としての研究なんて、まったく空理空論じゃないですか。こんなものをどうして信用して、開発機構が言っているからって、どうして我々素人が、道民が言っていることを信用しないですか。どこに信頼の根拠があるのですか。どこに、政府の信頼があるのですか。以上です。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。まず、最初に核燃料サイクル政策が十分成功してないのではないかと、破綻しているのではないかっていうことがあると思います。私どもとしても、核燃料サイクル政策そのものについてコメントする立場にないと思っておりますが、ただ、現実、六ヶ所の部分については、まだ依然として規制委員会の審査が終わらずに、建築、建設もストップする状態でありまして、高速増殖炉については、中止ということが決まっているということでございます。今後、こういったことを踏まえて、さらに政府として、どういうふうな対応するかについては引き続き検討していただく必要があるというふうに思っております。ただ、その一方で、高レベル放射性廃棄物もしくは使用済み核燃料について、それを何らかの形で、処分をしてかなきゃいけないということは、一方で、必要な事実だろうと思っております、その処分方法の研究につい

ては、先ほど、佐藤室長の方からご説明の冒頭にもございましたけども、その処分方法の研究そのものについては、やはり必要だということは、我々も同じように考えているということであり、具体的なサイクル政策等々については、国において、しっかりと検討し、国民の皆様に説明していく責任があるのではないかと、その責任を求めていきたいと思っております。

(質問者)

一番核廃棄物を出しているアメリカは、どうやって、処理しているのでしょうか。ちょっとご存知ですか。ご存知だったら教えてください。

(北海道 倉本部長)

私どもの知る限り、まだ最終的には処分はしてないというふうに理解しています。

(質問者)

そうしたら、どうやって保管しているのですか。使用済み燃料棒は。

(北海道 倉本部長)

空冷式で保管しているのかな。ちょっと、すいません。しっかりとした知識は持ち合わせておりませんが。

(質問者)

今あるものをどうやって保管しているのですか。それもわからないで、あなたは議論しているわけ。

(北海道 倉本部長)

我々も、保管をする主体ということについては、別の部分だと思います。ただ、言えば、保管をした後の処分、技術の研究が幌延で行われているというふうに理解をしております。

(質問者)

じゃあ、なぜアメリカの同じような形でないのですか。お金かけて、地下掘って。とんでもない、桁違いのお金使って、地下に埋める必要あるのですか。そもそもそういうことに近いのもあれでしょう、ゼネコンの金もうけのために、手を組んでやっているようなものではないでしょうか。倉本さん自身がこういう原子力機構からリベートみたいなものもらっていますか。替わりの政策を進めるっていうのは。関電と同じですよ。関電と同じような構造であなた方自身もなんかリベートもらっているのですか。こんな何にも知識がなくて、こんなデタラメなことをやっているってこと自体が。アメリカはですね、地上保管しています。ネバダの広いところに、地上保管しています。それが一番安全です。核燃料の放射能は、近づけないくらいですけどガラス固化の技術自体が、じゃあ、できていると思っているのですか。どうやって保管するのですか。ガラス固化の技術が完成しているのですか、今。ご存知ですか。少なくとも今、可能性があるのが、ガラス固化して、固体にして、それを鉛の容器にでも入れてですね、地上保管で十分ですよ。そしてもう50年で老朽化したら、100年もつでしょうもっと頑丈なものだったら、また建て直して、石棺のように覆うしかないのですよ。放射線のほの字も分かんない人達が、こういう議論をするなよ。あなた方、例えば、原発対策、泊の原発だって委員会は年に1回、アリバイ工作で開いて。専門家というのはみんな御用学者ばかりだ。ないしは、全く放射線のことがわかんない素人の人が集まってやっている。僕が日本で一番被爆して、仕事していた人間です。僕を呼んでください。全く嘘だらけですよ、あなた方。正しい科学的知識持たないで、中途半端な行政やるなよ。そして、

しかも2、3年すれば部署が変わります。佐藤さんだって変わるでしょう、もう、何年かしたら。倉本さんなんてリタイヤか。こんなデタラメなことをやって誰も責任取らないのだよ。行政の人は。こんなことでいいのですか。僕は人間としての、見識を持って欲しい。そして、正しい科学的知識を持って欲しい。修正つかないですよ、これ。日本に、なんぼ掘っても安全な地下なんてないですよ、こんな地震大国で。正しい知識で、科学的な知識で、ちゃんと対応してくださいよ。そして、もんじゅ、中止になりました。あそこで何ぼ使っていますか、金。1兆円以上使っているのですよ、お金。1兆円使って何の成果も出なかったのですよ。今、幌延の地下も、仕事も多分ものにならないです。そして、確認するってたって、じゃあ、どこまで進んでいるの、研究が。そういう内容が全く分かってないでしょ。雇用対策でやっているわけじゃないでしょう。もう少しフェアに情報出して、見識を持って判断してくださいよ。9年後に、なんも結局成果がなくて、また延長してくださいって、必ず来ますよ。技術的にもものになんないですよ。幌延に優秀なですね、そういう技術者や科学者が集まってやっているわけじゃないですよ。それが可能だったら、なんも、皇居のところでも地下掘ってやれよ。代々木の広場でもいいよ。そういう東京のど真ん中の、広大な公園のどこでも埋めたらどうですか。そんなに安全だというなら、そこでやればいいんじゃないですか。そうしたら、日本の頭脳のような人がたくさん集まって、労働力もたくさんできます。どうしてそういう考え方ができないのだよ。原発が安全だったら、どうして、東京で作らないのだよ。東京湾の水使ったらできますよ。それをしないってことは結局ヤバイからでしょう。幌延は人口も少ないし、過疎地だし、ということでもってきているだけの話なのですよ。なんで、大都市の広場で作らないで、幌延に持ってくる必要があるのだ。そういう基本的なことは、あなた、考えたことあるのですか。人間としての見識持っていたきたい。まともな行政をやるのだったら。リタイヤしたって責任は、取れないのですよ、人間として。こんなことに、1兆円使って、もんじゅが中止になったって誰も責任取ってない。デタラメすぎますよ。地上保管してください。

(北海道 倉本部長)

放射能について不勉強だというご指摘については、すいません、まだまだ勉強していかなきゃいけない部分は、当然、やっていかななくてはいけないというふうに思っております。一方で、使用済み核燃料もしくは放射性、高レベル放射性廃棄物の処分、アメリカの地上保管というお話ございましたけれども、我々の理解ではアメリカも含め、多くの国が最終的には地層処分という方針を今のところを掲げながら、具体的な行為まで至っているのはフィンランドだけという現状だというふうに理解しています。また、我々としては、処分場、幌延もしくは道内に作っていくということを今やっているわけではなくて、処分方法の研究、試験研究については、これは必要だろうということで、幌延もその一つであるわけですが、ただ、この受け入れに当たっては、道民の皆様の中に、多くの方から、やはり、なし崩し的に最終処分場になるのではないかという不安や懸念がある中で、三者協定を担保として、これは20年前に受け入れをして進めた訳です。従って、我々としては、この最終処分場にしないということのために、この三者協定の遵守ということ、今後の大前提にやっていくということで考えております。お答えになってないかもしれませんが、責任を持ってそれについては考え、対処し、判断をしてきているというふうに、話をさせていただきたいと思っております。

(司会)

それでは、次の方。青いシャツの方。

(質問者)

すいません。ご苦勞様です。難しい話いっぱい言えばキリがないので、一番基本的なところか

らちょっとお話をします。まず三者協定。三者協定、それぞれ、どのような役割を持っているのですか。いわゆる約束を守るという事において誰が守らなきゃいけない、誰が守らせなきゃいけない、そのことを皆さんがどう考えていらっしゃるでしょうか。そのことを具体的に、よりわかりやすく説明していただきたいです。20年前、今そちらにいらっしゃる方たちは三者協定に同席された方いらっしゃいますか。そのことですね。それからNUMOの、そうですね、地層処分に関してとか、いろいろ、私も出たことがあります。そのときに、地層と深くまで実は衛星で見ることができるのですよって説明されていました。いましたので、ああそうですか、どれぐらいまで見られるのか聞きますと30mと言いました。ところで、埋めると言っているところは300ですけども、そこはどのようなのですか、見られません。では、そここのところに活断層なりなんなりあるってことを確認する方法はどのようなのですか。わかりません。実際おきましたね。東北で起きた地震を考えると、それを確認する方法ないということですよ。予測不可能です。ですので、それから今回そこに埋めないと、幌延に埋めないとしても、それぞれ地層違います、環境違います。当然、そのためには、また研究をそこで行わなきゃいけない。基礎研究というのは本当に役立つかという保証もありません。その辺あたりも、どう考えてらっしゃるのかということがあります。それからですね、数年前の録音にこうありました。いわゆる機構の方の関係者は延長すると、研究を延長するという、理由は後付でいいという、そういう録音があります。ご存知ですか。はい。それを含めて、お答えください。

(北海道 倉本部長)

三者協定の三者それぞれの役割についてということでございます。厳密に言うと、16の条項がございますので、それぞれについて、応分に役割を持つものもあると思いますので、それぞれについてということになりますけども、基本的には、第2条、例えば、これは放射性廃棄物を持ち込まないとか、第3条は、NUMOに貸さない、第4条埋め戻す、第5条処分場としない、第6条情報公開などについては、研究の実施主体である原子力機構が守るべきものであり、我々道と幌延町は、その履行を確認する立場ということになるというふうに理解をして、これまでも取り組んできているところであります。それから20年前の協定の締結に同席したものはいるのかということですが、この中にはおりません。それから地下の活断層というのは、分からない中で、そういう不安定なところで、できるのかということでございます。それにつきましては、日本は本当に地震国でありますし、昨年も、北海道、我々も大きな地震がありました。先般は、まさに幌延町の隣接の豊富を中心とするところで大きな地震があったということでもあります。我々も、これについては、この間、原子力機構にも確認をしてきているところでありますけれども、平成7年に阪神淡路大震災が起きて、それ以降ですね、土木学会を中心にして、トンネルなんかの地下施設に関する設計の指針というのが整備されているようです。この幌延のセンター地下施設に関しては、北海道の北西沖にマグニチュード7.8、震度6強に相当する地震が起きるということをまず設定をした上で立坑及び水平坑道の設計を実施したというふうに聞いております。それから、これは平成19年ということもございますけども、これも、文部科学省の方で、地震の研究ということの一貫で、全国の主要活断層の評価というのが一斉に行われております。幌延に関しての近郊では、サロベツ断層帯に関する長期評価という結果が出ておりまして、原子力機構では、幌延センターの周辺で震度6弱の地震が発生する可能性ってことを前提にした上で、現在の地下施設が設計上地震に耐えられるかどうかということはこの場で確認をして、十分な耐震安全性を有するというふうに判断したというふうに聞いております。いずれにしても、それは設計上の問題であり、影響もシミュレーションでありますので、実際に本当にその通りなのかということについては、今後も、逐次確認をしていかなきゃいけないことだと思いますし、実際にその安全管理については、何より前提にして進めていかななくてはというふうに思っております。あとの質問についてはちょっと室長の方から。



(北海道 佐藤室長)

幌延でやった基礎研究というのが他地域で役立つのかという話についてでございますけれども、幌延で行われているというのは、基盤研究という形で行われているものでして、確認会議の確認にあたっては、他の地域のそういうものによっては異なる層に対する、使える研究含めてですね、他の地域で応用できる部分がある、そういう基礎的な研究を行っているというふうに認識しております。また、機構の方で理由は後付ってというようなお話、我々はそういったお話については一切存じておりません。

(司会)

よろしいでしょうか。一番前の方。  
それでは、次の方、じゃあ、一番前の方。

(質問者)

資料5の1ページ目ですね、幌延での研究計画の延長の必要性についての理由としまして、全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られない研究があること、研究成果を得るには継続して実施する必要がある研究があること、というふうに書かれております。これが、必要性についての理由だというふうに書かれておりますが、概ね適切に研究が遂行されていたのでしょうか。延長されるような理由があるということになるのでしょうか、そもそも適切に研究がなされていなかったからそういうことになったんじゃないですか。そうですね。それと3ページ目。情報の交換についてですが、研究がここでも順調であると報告したのが、平成30年度の成果報告書で、ここでも研究が順調であると言っていますよね。それなのにですよ、延長するってことはおかしい話じゃないですか。ということは、30年のこの成果報告書は嘘であったということをお認めになっているようなものだと思いますけれども、如何でしょう。

(北海道 倉本部長)

まず、先ほどもお答えした部分でありますけれども、この間、概ね順調に研究が進められているということについては、我々もそういうふうに報告を受けておりましたし、それが突然、延長の協議があったということについては、やはり、道民の皆様からの信頼を損ないかねないものだとことを考えておりますし、我々がその報告を受けていたということについては、十分ではなかったという反省をいたしております。そのうえで、我々が機構を弁護することではありませぬけれども、概ね順調であった、或いは適切に研究されていたということ、20年間の研究ですから、全ての項目が100%やっていなくても、それで大体達成されたと評価するのか、或いはやはり残っている、できなかった部分、或いはやりきれていなかったことが欠くことができない部分であるのかについては、やはり、今回は外部の評価を受けた中で、やりきれてなかったってどうか、看過できない、要は、しっかりとそこはやらなきゃいけないというふうな、評価結果が下ったということで、8月にさらに延長を申し入れられたというふうに理解をしております。我々としては、今後も同じように、突然、今までの受け止めと違うようなことになることは、二度と無いようにしたいと思っておりますので、今後の確認会議を毎年開催する中では、そういう評価なども含めて、毎年評価されるわけではないと思っておりますけれども、しかるべき段階で、そういう評価も出てくると思っておりますので、そういったことも含めて、しっかりと内容を精査、確認していきたいというふうに思っております。

(質問者)

はい。先ほどから何度もそのように聞いております。ただですね、概ね適切に研究が行われて

いると聞いていたにもかかわらず、9年間の延長を申し入れられたとおっしゃっています。ということは、北海道は舐められたのですよね。そういうことじゃないですか。それなのに、それを受け入れるってどういうことですか。非常に怒っています。非常に怒っています。そういうふうに舐められた報告を受けながら、はいそうですか、じゃあ認めましょうって9年間認めるって。すごいおかしな話だと思いませんか。それが一般道民、私たちの考えなのですよ。舐められて、だから拒否するっていうのが、北海道知事であれば、すべきことじゃないですか。

(不特定者)

そうだ。知事を呼びましょう。北海道知事、道民目線って言っていたけど、道民目線どこに付いているの。

(北海道 倉本部長)

まずは、繰り返しになりますけれども、我々としてもしっかり確認できていなかったことについては、反省していきたくないと、しなきゃいけないというふうに猛省をしております。先ほども言いましたけれども、20年間でいろんな研究をしてきて、これは確認会議の中でもいろいろと聞いたり確認してきたりしておりますけれども、その中で、いろんな研究項目があるわけですから、すべて計画通りにいかなかったっていうことはありえることだろうと思います。ただ、それが全体として見たときに、最終的に成果として十分なのか、或いはやり残したところがあるけれども、大体これで概ね、必要なことは、成果が得られたとするのか。或いは、残されて、手のつけられなかったところが、どうしても必要なかっていうことについては、外部の評価などを受けた結果、検討が必要だということになったってことでありますので、道としても、確認会議を通じて確認してきたところでもあります。もう一つは、我々としては冒頭申し上げましたけれども、あくまで処分方法の研究開発については必要だというふうに考えておりますので、しっかりとした成果を上げてくってということも当然必要だというふうに思っております。以上でございます。

(司会)

はい。それでは、そちらの方どうぞ。

(質問者)

私、今回の説明を聞いてとっても不安になったのですよ。それは、確認されれば研究は終了したかっていう、その確認の主体が、一体、誰なのでしょうと思ったのが、ここは北海道の姿勢、道の姿勢としてあるものですから、そこからいくと、北海道ですよ。でもアメリカの処分方法が知らないとか、論文は、そこは自分の分野ではないから、読んでいないかっておっしゃるのは、幌延で研究していることは一体どういうところに及んでいるのか。それが本当に道庁の方々に共通認識されてないのかなっていうので、とっても不安です。だからこれからも毎年その確認会議とか、何年かおきでも、あるっていうときにその確認っていうそれをできるだけの見が、いったい道としては保てるっていうか、ちゃんと勉強されていかれるのか、そのことが一つ。それから、知事が道民の声を聞きながらとおっしゃっていて、12月の5日の、確か役所が終わるまで反対意見は引き受けますと、それを聞いていましたので、本当にそんなまさか早くに、道民がそれ反対とかいろんなことを確認、報告会とかあったのを総括して結論を出されるとは全く新聞を読むまで分からなかったのですよね。それは本当に唐突っていうことでは済まされないくらいびっくりしました。それで、本当に鈴木知事は、スーパーコンピュータかなんかなのかなと思うくらい、これだけ今日たくさん資料もらって、私たちここに出て、前の時もそうでしたけども、本当に分厚い書類をいただいただけいただいても、もうそれに目を通すだけで精一杯っていうところなんです。それで一つ要望なのですけども、こういう確認会議とか何かの時に、前もってせめ

て10日前にでも道庁のどこかに資料を積んでもらって、新聞か何かで関心ある方はお持ちくださいということぐらいやっていただきたいなっていうのが要望です。それと、資料の5の、必要性っていうところで、この真ん中より下に、延長が必要となったのは、フィンランドが必ず出てきますって前にもなんかの最後の時に出了たものですから言ったのですけども。このことは何回読んでも私には理解できないのですよね。延長が必要となったのは、こういうことなんですっていう、これの内容が全くわからないのですよ。どういうふうに理解していいのか、説明していただきたいということと、それに関連して、たまたま見た日経か何かにNUMOの名前が書いてありましたけど、オンカロに、賛同者を募って、見学に行った模様が出ていたのですよ。そこに北海道大学の学生の方が1人載ってまして。私、是非その報告会みたいな、なんかツテがないかなって思っているのですけれども、小泉元首相がオンカロに行って宗旨替えをしたと。この若い青年ですね、それからそこに行った大人の後の5人の方々、どんな感想を持ってオンカロを見てきたのか、道庁の方からでも、何か知る手立てはないか、ぜひ知りたい。以上です。

(北海道 倉本部長)

まず、今後、幌延の研究も含めて、道庁に知見が乏しいと今後勉強していくのかっていうことですけれども、少なくとも我々も必要な勉強は一生懸命やらなきゃいけないと思っておりますが、当然専門家に太刀打ちはできないだろうと思っておりますので、確認会議には、そういったところをサポートしてもらえる、つまり、専門的な部分を噛み砕いて説明をしてもらえるような専門家を交えてやっていきたいと、その人たちの力を借りながらでありますけれども、我々ももちろん勉強しながらやっていかなきゃいけないというふうに考えております。それから、資料についてでございますが、確認会議の結果についても出来るだけに速やかに公表したいと思っております。ただ、公表次第、ホームページなどを通じて掲載させていただくようにはしております。ただ、インターネットを通常使わないのだという方もいらっしゃいますので、その場合、お申しつけただけであれば、ご郵送等に対応するってことも含めて、これまでもやっておりますけども、今後も、そういう機会がある場合には、できる範囲ですね、内容を手に取っていただけるような対応は心がけていきたいというふうに思っております。あと他のご指摘については佐藤室長のほうから。

(北海道 佐藤室長)

はい。資料に関しまして、フィンランドの規制委員会のお話でございますけれども、これにつきましては、フィンランドの規制委員会が言ったことそのものを、今回の研究でやらなければならないというような直接的なお話ではなくて、フィンランドの規制委員会の方で、操業許可申請に向けて、一定の、正しい表現かどうかというのがありますけれども、課題といたしますか、満たすべきそういう水準と言いますか、基準というか、そういったものが必要だということが示された。それで、そうしたようなことを日本における地層処分の技術の信頼性を高めるためには、そういったことも取り入れていかなければならないと、そういう考え方というのが、フィンランドでそういうのが示されたので、それを日本でも考えていかなければならないということで、示されたお話だということで我々は理解しております。

あと、オンカロのお話ですか。見学のお話なのですが、ちょっと私どもの方で、その方達へのちょっと知る手立てがないというのが正直なところでして、ここはお答えできない状況でございます。

(質問者)

ちょっと今のことで。フィンランドの、その何ですか、報告に対する何とかがありますけど、全く土俵が違う。まったく地盤も違うところを出たそういう結果と、それから幌延で、いま日本でやろうとしていることというのが、本当、共通地盤があれば、そうですかって思うのですけど

も、ちょっと何かこじつけみたいところが、全然理解できません、やっぱり。

(北海道 佐藤室長)

地質関係とかそういうお話に限らず、限らないお話として、そういうフィンランドでの、一定のこういう安全性のためにはここまでの信頼性を持たなければならないとかそういったようなお話について、フィンランドで出たお話の中で、日本の中で考えていかなきゃならないということがあるというふうな理解。

(質問者)

地盤、地盤同じ。できないでしょ。

(北海道 佐藤室長)

例えば、人工バリアの緩衝材とか埋戻材ですとか、そういったようなものとかの、確実性を高めるだとか。あと地盤にも、左右される部分があるかもしれませんが技術的には同じように解決してかなきゃなんないような部分、そういったような部分があるというふうに認識しております。

(質問者)

もう一つ忘れていました。世界中でね、地層処分が趨勢だとさっき仰いましたけど、むしろ反対でどんどん撤退している国が多いと私はインターネットかなんかで読んだりしていますけども。そんなにたくさんの国があるのですか。地層処分に、まだ続けようという国が。

(北海道 倉本部長)

地層処分以外の方法で、最終処分をするということを決めた国はまだないというふうに、理解しています。多くの国は、地層処分が現実的な方法だということで、そういう方針を掲げている国は原子力発電所持っている国の中では大多数だというふうに聞いております。ただ、実際にその処分場を決めるということについては、アメリカなんかは、ある程度、途中、一定の段階まで、一定の時期まで候補地があがったのですが、それが、最終的に合意が得られずに、白紙に戻っているとか、そういう話はございます。いわゆる処分地が決まっているかということであれば、フィンランドは着工されているのと、スウェーデンで今それに向けての取り組みが進んでいるということとございます。最終処分の方法として、現在、地層処分以外に、こういう方法でいくということを選択した国はないということが我々の理解でございます。

(司会)

はい。それでは、次の方。

(質問者)

今の話を聞いていますと、何か役所の会議の延長のような感じに聞こえますよね。それで、道民の声等への対応って書いて、道民の声って書いていますね。だけど、今伺った説明では、道民の声っていうのはね、全然対応していませんよね。ただ道民がこういうふうに叫んでいますよと、それしか聞こえないのですよ。道がね、我々の声を聞いて、こうなりますっていうお話であれば、我々も納得しますよ。だけど、今の話はね、道民がこう言っています、こう言っていますっていう、道民のしゃべりだけでね、対応していますよね。いかにも役所仕事になっちゃっている。道民が本当に心配してね、こういうふうにしたらどうかって言っている提案をね、結局、役所仕事で片付けられたら、これはね、たまったものじゃないですよ。責任ないのですよ役所な

んで、はっきり言って。一万年も二万年も後の話をしたらね、誰が責任取れっていうことになります。だからやっぱり、一致協力してね、やらないと、北海道もよくなならないし、建設的な意見にならないと思うのですよね。だからその辺も踏まえていただいて、まあ役所の役割あると思いますから、我々だってあまり無理言うつもりはないのですけども、我々の代弁者としてやっていただくのであれば、何かその辺がちょっと欠けているような気がしますよね。だからもっと力強くやってもらいたいと思うのですね。それと、第三者委員会（三者協定）ありますよね。これは三者とも同一権利があるのですか。例えば、三人で契約したとして、1人が俺やめたと、言った場合に、残りの2人で決めるってことになるわけですか。それとも、国と幌延市と、道ですか。今三つ出てきていますけど、結局、力関係ってどこが一番強いのですか。そういうふうに認識して進めているのですかそれは。だから幌延と国がオーケーって言ったら、2対1で道の意見は省かれますよね。そんな形態でいいのですかね。その辺何かちゃんと考えて進めていただいているのかしら。以上です。

（北海道 倉本部長）

まず道民の声のしっかり代弁者となって対応すべきだというご指摘とご意見だと思いますが、先ほどの資料2のところに道の対応、今回の判断に至った経過、考え方を整理させていただいております。その中の1ページのところ「3 道民の声と対応」（1）の「道民の声」のところに、本当に一番多かったところを中心ですが、例えば、研究期間20年程度ということが、当初の計画だった。それを無視しており認めることができないというご意見。それから、この延長を認めると、最終的には処分場になる可能性があるじゃないかというご意見。それから、今回の申し入れに終了期限が示されていないということ。それから、研究は順調としながらも突然の延長であり、信用できないというご意見などがあつたところであります。それに対して、個々のご質問、ご意見ご質問についての、道の考え方もしくは確認会議で確認した内容等については別途資料、参考資料の方で、参考資料2から6まで、お付けしておりますが、この資料2の2ページ目の、「（2）道民の声等への対応」のところに書いてございます。そういった、まず、20年程度というその当初計画が20年程度だったわけだから、これを無視するのが、認められないのではないかっていうご意見は非常に多くあつたわけでありまして。それについては先ほどちょっと申し上げましたが、これを本来しっかりと研究の主体である機構が、当初計画に責任を持って進める必要が当然あるというふうに思っておりますけれども、一方で、先ほど申したような経過の中で、今後さらに研究しようと、続ける必要がある研究が残っているということで、改めて協議があつたという、この協議を受けること自身については三者協定の中に規定されておることですので、我々としては、それはお受けをするしかないのかなということに対応したわけです。ただ一方で、一番の大きな、根源は、研究期間が明確じゃないことや、その結果、ずるずるとなし崩し的に最終処分場になってしまうのではないかなというふうなご懸念が一番のベースとしてあつたということですので、（2）の「道民の声等への対応」の中にございますけども、研究期間が9年間であることを明らかにした。それから、この期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むということ、あるいは、今後の工程が問題ですとか、あるいはこれまでのように、単に計画、あるいは実績を聞くだけではなくて、評価についてもしっかりと説明をしてもらう。それから道としても、今後、確認会議を継続して開催して、専門家のアドバイスを受けながら、その状況をしっかりと見ていくと、いうことで、道民の皆様の不安ご懸念が、要は最終処分場になってしまうというようなことが現実には起こらないと、ということについては、そういうふうになってしまうということについては防げると、いうふうに判断、考えた上で今回の受け入れの判断をしたということですのでございます。引き続き、今回、本日のことも含めてですけれども、様々な機会でも、道民の方々からお伺いした意見については、我々それぞれ受けとめさせていただいて、確認会議の中で確認する、或いは機構に対して求めるなど、対応を引き続き

やっつけていきたいと思っております。

それから三者協定の中での力関係っていうか、お話ですけれども、三者協定はあくまで三者の協定ですので、どの一者がそれに対して反対っていうことであれば、多分その協定上はそれを認めなければいけないものだと思いますので、2対1、1対2ということなのかどちらかですけれども、その場合には、三者が合意する。或いは三者協定に関して、それが不履行だというふうな、不履行でない履行されていることについて三者が一致して確認し、合意しなければ協定としては、違反と言うことになるのではないかと考えております。

(司会事)

次の方。

(質問者)

質問させていただきます。いただいている資料なのですけれども、まず、9月からのいくつかの道民の皆様からの質問や疑問などについてというものと、あと11月からの同様に、いろいろな意見に対する意見についての回答っていうものを、この様にご準備いただいたことを感謝いたします。この中を見せていただくと、ほとんどの回答が同じ回答をコピーして、回答されているように見えます。前回と今回と、ほとんどが同じです。そして内容、質問内容についても賛成についても反対についても、同じ回答をされています。また、質問内容が非常に長いものに関してこれ回答っていただけるのでしょうか。一つ一つの質問に対する返答にはまるでなっていないかのように、私にはうかがえるのですけれども、そちらについてまずお伺いしたいです。これは一体どなたが回答されているのでしょうか。そしてもう一つはこの回答、募集についてですけれども、この方法について私は知識がないものですから教えていただきたいのですけれども、どの様に皆さんは募集をかけたのか、その方法について具体的に何をういて私たちに、募集を投げかけてくださったのかも知りたいです。道民の皆様と言うからには、少なくとも有権者が判断するようなチャンスを全員が与えられているのでしょうか。関心がある人だけが、この項目を見つけ出した。その様な受け身な対応なのであれば、それは道民の皆様に対する回答にはならないのではないかと私は思います。その辺の方法論について、また、このほとんど同じ回答されているコピーですけれども、コピーと言って差し支えないと思います、ほぼ完全に一字一句一致していますので、研究が三者協定に則ったり計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表して参ります。この公表についても公表方法について具体的にどういった経路で、どこまでに浸透するものなのか、その方法論について教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

失礼いたしました、先ほど回答が500件ということですが、大抵いろんな調査をする時の返答は、おそらく総人口の割合の何割っていうことが、ある程度その意見の妥当性というものを決める上で必要かと思えます。テレビの普通のコメディとかでもですね、街かど調査で最低千件のものを得なければその調査の妥当性っていうのはないみたいなことをよくテレビで言っていますけれども、この500件の回答がすべて道の道民の答えというふうに皆さんがとらえているのか、それともそれは調査不足というふうに皆様がお考えなのか、この点についてもお答えください。

(北海道 倉本部長)

お答えをしたいと思います。まず、意見に関する回答でございますけれども、また誰が決めたのかということ。今回も非常に数も多かったわけですが、主な意見、ご意見の趣旨に関しての道としての考え方の基本方針というものをまず整理をさせていただきました。これについては、まず原案を我々担当部局で作るわけですが、道の幹部、知事を含めて、幹部の中でその方針について決定をまずすると。それに基づきまして、ご質問についても、同様の趣旨のものは

結構あったこともあります。それから、これは我々の解釈っていうのか読解力の不足部分があるのかと思いますけども、非常に長いご質問、ご意見ご質問がありますので、その中でなかなかどの部分に質問或いはご意見の趣旨が置かれているのかがちょっと解りかねない。解りかねたところもあって、それらの中には、意図とすれ違っているものもあろうかと思いますが、あるかもしれませんが、いずれにしてもその趣旨をそれぞれ踏まえた上で、基本方針を作った上でそれに基づいて、それぞれ検討させていただいているっていうことでございます。それから意見募集については、まず説明会を、前回の確認結果についてさせていただきましたが、その中で出た意見については、それがまずご意見ということで受けています。それから、募集については、先ず新聞報道、マスコミ等に先ず新聞とかテレビなどの方にも力をお借りしたのですが、道が質問をまず今回申し入れに関しての質問や疑問を募集していくこと。それから確認結果に関しての意見等を募集していることを、報道等を通じてお知らせしながら、一方でホームページに掲載をさせていただきまして、ご意見を募集したと、やり方としては、郵送でもメールでも、あるいは直接ご持参いただいた方もいらっしゃいます。そういった形で、受付け募集をさせていただきました。それから500件の回答が量としてどうなのかということですが、なかなか件数で、そこは推し量ることは、500件では不十分で千件なら妥当なのかというのは、統計的な処理をする場合には、いろんな基準があるかもしれませんが、我々としてはその数の問題以上にどのようなご意見があるのかというのが、中身の問題も含めて考えたいと思っておりましたので、その件数が量的にどうなのかについてはお答えしかねる状況であります。ただ、我々としては、判断するにあたっては道民の方々の先ほど申し上げたご意見のほか道議会の議論ですとか、地元幌延町の意向も踏まえて、先ほど申し上げたような判断をさせていただいたってことです。それから確認報告の確認会議の結果の公表については、やり方については今後検討させていただきたいと思っています。ホームページ等々もちろん活用するというふうに考えておりますけども、まずは確認会議そのものもオープン、公開で行っていきたいと思っておりますし、公表については今後、手法について検討した上で対応していきたいと思います。

(司会)

関連でしょうか。

(質問者)

はい。1000件か500件かという問題ではなくて中身が大事ということであれば、このコピーペの回答はないのではないかなど。私は思います。そしてやはりその周知の方法について、もう少し積極的であるべきではないかという意見をここでお伝えさせていただきます。新聞或いはテレビ、インターネットと申しますけれども、すべてそれはアクセスする人、新聞を買っている人、また或いは見ている人、その人の行動がなければ気づきませんし、そういう意味では、知らせておりますよと言っても、それ調べているということにはならないのではないのでしょうか。

(北海道 倉本部長)

周知については、これは我々も常に日頃から様々な課題について、ご指摘も受けておりますし、そのより良い方法を考えなきゃいけないというふうに思っております。今回、広く意見を募ったつもりではありますし、今後も引き続きご意見を参考にさせていただきながら対応していきたいということについては変わりないところであります。

(司会)

今の関連でしょうか。どうぞ。

(質問者)

いただいた資料5のですね。確認会議で確認できた主な内容。その2ページ目、下から三段の文章についてご質問したいと思います。技術基盤の整備の完了とは、原子力研究開発機構が、その技術の有効性を示された状態でありますので、もし期間内に示されないとすれば、これは、完了とはいえないですね。そして2番目の、下から2番目ですけども、この確認は外部専門家により行われるものと想定していると、そうすると、有効性が示されないで、外部専門委員会でも確認ができない状況があるということが想定されます。そして、最後の段落では、仮に基盤の整備の完了が確認できず、研究を継続する必要がある場合には、機構は改めて計画変更の協議を申し入れ、これは、自分たちが有効性を示されないで、外部の評価委員会でも認められないで、そして、研究を継続したいと言う場合は、この開発機構が、計画の変更を協議の申し入れることができると読めるわけですね。そして、仮に協議が整わなければ、計画が変更できず、期間内で終了すると。この逆に読みますと、申し入れをして、協議が整えば、確認できなかった。でもやらなきゃならない。協議が整わなければ計画は変更出来て、そして期間内で終了しないと。いうふうに読めます。私の理解が間違っているか正しいかご確認をお願いします。

(北海道 倉本部長)

資料5については確認会議で、今回の申し出の内容を、どういうことがここで言われているのかということ、明確にするために行ったものであります。今ご指摘あった逆の見方ということで、論理的にはそういうことだと思いますので、我々はそれであれば、今回、道民の方々からいただいたご意見の中でも、さらに、延長が続いてですね、最終的にはなし崩し的に処分場になるのではないかっていう懸念が、やはり、現実のものになりかねないというふうに考えておりますので、この確認会議の後に、そういう確認会議の結果についての説明会或いはそういう意見をいただいたことを踏まえまして、先ほどちょっと申しましたけど知事と機構理事長との会談などを踏まえて、まず機構として、この9年間という期間の中で必要な成果を得て終了するようにしっかり取り組むという意味を確認させていただいた。それから、我々、道としても、今後継続して確認会議を開催して、協定に則って、計画に即して進められているかをしっかり見ていくということ。そういったことによって、基本的には、この研究は9年間の期間で必要な成果を得て終了するものと受けとめているということで、受入を判断したわけです。従って、再度、9年後に延長が協議されるってことは想定しておりませんが、仮に、改めて協議があった場合については、現在それを認める考えがないということ、これは、知事からも申し上げてますし、我々も基本的な考えとしてお伝えをしたいと思います。

(司会)

よろしいでしょうか。それでは一番後ろ方。

(質問者)

今の前の前の方の質問に対してですね、道はこれからも道民の皆さんの意見を聞いてみたいということを行っていますけど、この参考資料、先ほど質問された方の。200ページに及んで道民の意見に対する回答が出ているのですけれども。間違いなく、同じ回答コピーしていますね。こういうことをやってあなた方、道民に対して恥ずかしくないのですかね。よくことをやって、これからも、道民の意見を聞いていくのだから、道民意見言わないですよ、こんな回答されていたのでは。しかもですね、これ、12月の5日に締め切りになって、6日にはもう、北海道知事は延長容認かという新聞記事出ているわけですよ。道民の声を聞くって、どこで聞いて判断したのですか、それで、最終的には10日の道議会での表明になっていますけども。この間、554件に対するね、道民の声をどういうふうに道としては判断したのですか。結論ありき、12月10



日の知事発表に合わせたプロセスしか踏んでないですよ。こんなことをやってですね。道民に対して恥ずかしくないのか、先ほど道は馬鹿にされているっていう意見もありましたけども、道は道民を馬鹿にしているじゃないですかね。こんなことされたらですね、道民意見を募集しますと言っても、また同じ回答するのであれば、声出しませんよ。この554件のうち、その結論を導いた過程で、賛成の意見が幾ら反対の意見が幾らあったらこれぐらいは掴んでいると思いますので、その辺もちょっと公表していただきたいと思います。

(北海道 倉本部長)

まず、今回の意見について、回答が、同じ回答が並んでいるとのご指摘でございますが、先ほどもお答えをした部分と重なりますけれども、今回、募集させていただきました意見についても、かなりの数同様の趣旨とも思われる、これは我々の解釈ですけれども、同様のご質問を数多くございました。基本的には、まず、そういったものを中心に、道としての考え方の基本方針をまず作り、これを知事以下、幹部の中で協議して、固めた。それに基づいて、それぞれのご意見について、回答する文案を作ったわけでありまして。あの、恐れ入りますけれども、我々の解釈が十分でなかった部分もあるのかもしれないと思っております。そういう経過で行っております。12月5日に締め切って6日に新聞報道ってことでございました。これは我々も全くびっくりしたものでありました。変な話、そういうまだ全く決めてない中での報道でしたので、我々としても、新聞社に対しては抗議をしたところであります。いずれにしても回答いただいたものを先ほど言った形で整理をして、12月10日に判断を表明したわけですが、その時に最終的に道民の方々の意見、それとそれへの対応方針、それと、これまでの道議会などを踏まえて、さらには、幌延町の意向を踏まえて、10日に先ほど申し上げた判断をしたということでございます。それから、賛成と反対については、正直申し上げて必ずしも賛成反対っていうふうに解釈しきれないご意見も多々ありましたので、賛成か何割、反対が何割というふうにははっきりとは申し上げられない状態ですけれども、多くの方が研究の延長によって、処分場になるのではないかっていうご懸念の基に出された意見、反対だということも含めて、そういった方々のご意見が非常に多かったっていうふうに認識しておりますし、それに対して道として、そのご懸念不安がですね、現実のものにならないようになるのかとか、ならないようにできるかどうかという観点で、検証した結果、最終処分場になし崩しになることについては、少なくとも防ぐことができるという判断において、先ほど申し上げたとおり受入を表明したということでございます。

(司会)

それでは次に、真ん中の女性。

(質問者)

私の方からも何点か質問させていただきたいと思います。私も今回の研究期間延長というものがなし崩し的に、今後、幌延や北海道が核のゴミ捨て場になるのではないかという強い、強い危機感を持って、今回のこの説明会にも参加させていただいているところです。先ほどからのお話を聞く中では、私たち道民の命や環境守るといふ、そういう責務のある北海道知事の姿勢や、道の職員の皆さん今のお話の中で、そういう気持ちを感じることができないお話ばかりが続いています。今回の8月2日に、研究期間延長という話が原子力機構からあり、12月5日までにいるんな道民の意見を聞いたと。そしてその5日後に、知事は容認をしたという、これは拙速な判断以外に何かあるのでしょうか。やっぱり結論ありきではないかという強いそういう懸念を感じるものです。今回の確認会議も、先ほどから話の中に出ているように、私も傍聴させていただきましたけれども、申し訳ないのですけれども、その分野で、やっぱり、この原子力機構が研究したことに対する擁護のそういう発言の方が多かったですし、今、反対の声を、北海道の方ではしっか

り受けとめていると言われますけれども、本当にそれがそうなのかという疑いの方が強いというのが現状のところ。それで、質問ですけれども、三者協定は、20年程度で埋め戻しをするという、そういうものの中で、協定を結んできているものですから、やっぱりこれは協定違反にほかならないと思います。この三者協定に基づいて、これからもそれを守っていく重視していく、認識があるということなのですから、同じ事を繰り返さないために、簡単に言うと、確認と公表をしていくというものです。しかし、これが守られる、9年で終わるとするのは、最初の方に質問された方もおっしゃっていましたが、どこかにしっかり明記をして、私たちがそれを見るという担保のあるものでない限り、私たちは信用することができません。それでどうして明記に至らなかったのか。この問題はすごく重要で、確認すべき重要なところだと、倉本さん最初におっしゃいましたが、大事と思っているだったらどうして明記ということをしなかったのか。行政の方だったらその書くということの意味を十分おわかりだと思います。それをなぜしなかったのか、それが1点です。それから、この説明会をしておられるけれどもまた最初の方に質問された方もおっしゃっていましたが、市民に報告だけをするのではなくて、意見を聞くというのであれば、この間にそういった時間をなぜとらなかったのか、そしてそれをとるには北海道は広いですから。こんな短期間では時間が足りないし、やっぱり拙速ということをやざるをえないと思います。どうしてそういう、ステップを踏まなかったのか。倉本さんは拙速ではない。必要なステップを踏んできたと考えてきたとおっしゃったけれども、そのこと一番大事なことをしなかったのはなぜか。それが、二つ目です。それから三つ目は、今回の説明会は4ヶ所ということでもありますけれども、原子力機構との最終的な延長の受け入れの合意、それはもう済んでいるから報告をしているのか、最終的な合意の決定ってというのは、いつ誰がどこでどういうふうにすることが、最終的な決定になるのか。そして、このような意見の説明会の中で、反対の声や懸念の声というのは払拭することができていないというのを、十分、倉本さんも今日説明してくださっている皆さんの感じだと思います。それをなくすためには、撤回しかないと思うのですけれども、こういうような意見をしっかり踏まえた上でのそういう判断ということをどういうふうに考えておられるのかということをまず伺います。

(北海道 倉本部長)

まず、9年間で終了するという事を明記させなかったということでございます。まず我々としてはこの確認会議それから知事と理事長との面談の中で、幾つかのことを明らかにしてきたつもりであります。特に、9年間ということではいけばまず研究期間というのは、この令和2年度以降の9年間であるということ。それからその期間で、必要な成果を得て研究終了にしっかり取り組むということ、そのコメントを確認しております。こういったことについては、確認会議のアウトプットはもとよりでありますけれども、理事長と知事との会談については議事録を作成して三者確認の上、公表させていただいております。これは非常に意味のあることだというふうに思っております。それから、今後も確認会議を継続して開催をして研究の実施状況についてですね、協定履行についてですけれども計画に即して、しっかり進められているについて、我々もしっかりと内容を確認していくというふうなことをやっていくということを通じまして、この期間で必要な成果を得て研究を終了することができるというふうに受けとめております。それから、説明をしたいというだけではなくて、その意見を聞く場を設けることしなかったのはなぜかということでございます。我々としては様々な幾つかの機会、それから様々な方法で、ご意見を募集する、或いは、説明会という形では、名前ではございましたけれども、確認会議の結果を受けて、様々なご意見を伺って参りましたそういうことを踏まえて、今回の判断を行ったということでございます。それから、最終的な決定はいつ誰がどうするのかということですが、これについては冒頭で佐藤室長から話をさせていただきましたが資料2にあるような、研究に関する基本認識、それから、確認会議での申し出の内容の精査、それ道民の皆様の声とそれに対応をどのようにしてい

くか、それと幌延町の意向、議会議論といったことを踏まえて、先ほど申し上げたように、この研究について三者協定に則っており、9年間の研究期間の必要な成果を得て研究を終了しても受けとめて、これを受けるとするという判断を決めたところであります。今後、文書で計画案を受け取っておりますので、原子力機構に対して文書で回答をすることになりますけれども、道としての判断は先ほど申し上げたことを、議会で表明したということでございます。不安をなくするためには撤回しかないということでございますが、我々としては不安というものは、今、最初にご発言ございますけれどもなし崩し的に処分場になるのではないかと懸念不安が現実になることは防げると考えておりますけれども、依然として研究が行われている間は完全に不安を確かに払拭するということはなかなか難しいこともしっかり理解しておりますので、そういう不安懸念をできるだけ少なくしていく、或いは解消していけるように、我々としては確認会議の中で、しっかりとその研究の実施状況を確認し、その結果を公表していくというふうに考えております。以上でございます。

(司会)

はい。今の関連になるでしょうか。

(質問者)

議事録があるからきちんとした明文化をしていないということですが、ということは、再延長しやすいと思わざるを得ません。そここのところには、やはり明記をすることの重要性というのはしっかり受けとめていただきたいと思います。それから判断を受けると今後原子力機構に伝えるということですから。まだ最終的には、はっきり。向こうに伝えてないということなので、決まっているということではないということでしょうか。以上です。

(北海道 倉本部長)

まず一つ目ですが、再延長があるのか。前にもお話をさせていただきましたけれども我々としては、この9年間で必要な成果を得て研究終了するというふうには受けとめておりますし、再度の延長があるとは想定しておりますけれども、仮に、その再延長協議があった場合には現在認める考えはないということをおし上げておきたいと思っております。それから受け入れについては決定しているかっていうことであれば道としては決定しております。その決定したことを通知するはまでこれからで、文章は出してないということですがけれども、道議会の場で知事として道の判断を表明しております。それは道として決定したことを表明したということでございます。以上でございます。

(司会)

次の方、それじゃ、奥の眼鏡をかけた男性の方ですね。はい。

(質問者)

一つまず、今回、確認会議9月からでしたか開催した根拠として協定書第7条、これに則って開催したということですが間違いはないでしょうか。まずこれを伺います。

(北海道 佐藤室長)

確認会議についてはご指摘のとおり第7条に基づいてといたしますか、第7条で協議の変更の申し入れがあつて、実際に確認会議は14条でやっています。7条は協議の変更ということですよ。

(質問者)

7条の変更のところで、この協定書に対しての確認書っていうのがありますけれども、第7条については、本協議は深地層の研究所は最終処分場、または中間貯蔵施設に転用されないことを確認するために行うものでありっていうふうになっているのですよね。このように読めば、これはそもそも確認会議をしたこと自体が間違いだったのではないのでしょうか。7条でこういうふうに深地層ですね、研究所が最終処分場または中間貯蔵施設に転用されないことを確認するっていうことであれば最初から機構側それはしませんと。研究内容の変更ではありませんっていうふうにも確認会議の場でも言っていたと思うのですよね。なので、この延長とは全く関係のない話で7条を持ち出したではないかというふうに思うのですが、如何でしょうか。

(北海道 倉本部長)

今、佐藤からお話したと思いますが、確認会議の開催の根拠は14条でありまして確認会議の中で申し入れの内容精査した結果、今回の申し入れ自体は、その7条に規定する計画内容変更の協議に当たるということを確認したってことであります。あくまで確認会議を行った中で今回は具体的にいうと今回申し入れがあった内容が当初計画の範囲以内であるのかどうか、それから引き続き研究必要だと言われているその必要性和実際にその今回やろうとしている内容が合致しているかの妥当性ですとか、そういったことを確認会議の中でも確認し、さらに、その確認会議の結果を受けて行った説明会、或いはその後の道民の皆様からのご意見を踏まえて、知事と理事長との会談などを通じて、そして皆さんの不安懸念が現実のもとしらないということが可能であるという判断の考え方の基に今回の判断を行ったということでございます。

(質問者)

なんかちょっと分かるような、分かんないようになっていう感じで、正直、研究延長20年っていうのと、今回、機構側に言っていますけれども中間貯蔵施設とかですねそういったものにならないんだということを、今回の研究案のところに追加させたっていうところで、ごっちゃにして、どうも何かよくわかんないような議論に私達巻き込まれているような気がしてならないんですよ。なので、ちゃんと分けて、何度も部長さんもおっしゃっていますけれども、その中間貯蔵施設、最終処分場にしないと、そんなことは当たり前の話であって、この20年の約束っていうのをね、どう考えて、知事は発言したのかというところはやっぱりちゃんと明らかにすべきだと思います。じゃないと、いつまでも同じ議論が延々と続いてしまいますので、この20年っていうところ、やっぱりちゃんと北海道としても理解して私たちに説明して欲しいと思います。

(北海道 倉本部長)

まず今のご指摘の当初計画の中で20年という期間についてどのように考えるかということ、と思いますが、まず、この幌延深地層研究計画というのは、当初の計画を受けるにあたって、最終処分場にされてしまうのではないかとというような、非常に強い不安が飛びかう中で、三者協定を担保として、この20年っていう期間の当初計画を受けたという経過がございます。従いまして、実施主体である原子力機構は、これに、当初計画に沿って、計画を研究する責任があるというのは当然前提にあるということだろうと思います。こうした中で、今回、先ほど来お話が出ておりますけれども、様々な評価などを踏まえて、引き続き研究が必要になったということで申し出があったわけですがこれは確かに突然されたということについては、道民の皆さんに対する信頼を損ないかねないというように我々も考えておりますし、それに関しては、先般知事が機構の理事長と面談した際に、機構の理事長に対してこうした毎年研究は順調としていながら、当初計画で20年程度と設定した研究期間について突然の延長を申し入れたということは、道民の不安や懸念は強くあるのだということ、知事からも理事長に指摘をし、知事から信頼を重視することと、

積極的な情報公開これを改めて求めたということでもあります。我々としては、今回の申出自身は確認会議の中で精査した結果、協議の対象ではあると、7条基づく事前協議の対象であるということは確認しましたがけれどもこの間の経過ですとか、或いは対応については、非常に道民の信頼を損ないかねないものであったということを確認しておりますしそういったことを伝えた。また、この知事と理事長の面談の中では、改めて研究に対する機構の責任意識を確認する。或いは、これまでは実績だけの報告によっていたわけですが、外部の評価についてもしっかりとオープンにしていくと、それから、工程表を整理して、今後わかりやすく進捗状況を説明していくということもしっかりと求めたというふうなことを踏まえて、最終的な判断を行ったということでございます。

(司会)

次の方、皆さん2度目でしょうか。こちらの女性。

(質問者)

あの、知事の判断とか12月5日から10日くらいの流れを見ていくと、12月5日に道新にとっても大きな特集の記事が載りました。歴代の知事の方々にお話を聞いて、幌延問題どういう認識であったかという、当時のことを聞いたものと、あと、識者の方にお話を聞いたものが、3分の2ページぐらいを割いて大きく取り上げられていました。知事も担当課の皆様もきっとお読みになったのではないかと思います。そして、次の日にパブコメが締め切られたと記憶しています。7日にびっくりされたっていう話になっていた容認へという報道が道新一面に出て、そして12月10日、知事は何を言うのだろうと私はとても注目していましたら、あっさりと道議会知事総括質疑で延長容認されております。知事はこの延長計画を認めることで、北海道の将来にどのような影響を与えようとしておられるのか、ご存知の範囲でお答えいただければと思います。

(北海道 倉本部長)

今回の判断に当たって、知事として北海道の将来どのように影響があるのかと考えているのかということでもあります。最終的に判断するに当たっては、当然我々担当部署である我々と、それから知事、副知事も、先ほど申し上げたような、これまでの経過も含めて、それぞれ点検した上で、最終的な判断をしたわけでありましてけれども、それに際して、一番重要であるっていうこととしては、なし崩し的に最終処分場にされてしまうということについては、絶対にあってはならないことだというふうに考えております。今回のいろんな確認会議での確認事項や、それから、知事が直接機構理事長に真意を伺ったということを通じて、我々としては今回の計画の延長があったとしても、そうしたなし崩し的な最終処分場にするという事態については防ぐことができるということについては、確信をしております。

一方で、これも最初申し上げましたけれども、高レベル放射性廃棄物、特定放射性廃棄物に関する処分方法の研究自体は、やはりこれはどのような形になるか、様々あるかもしれませんが、その研究自体が必要だっていうことは、我々、長期的な認識として持っておりますので、ただしそれが、幌延で行われるということである場合には、この受け入れの経過からして、最終的に処分場にしないための担保措置として、三者協定が結ばれたわけですので、この三者協定を大前提として今後も行われなきゃならない、というふうに考えておりますし、道の将来、中でも今申し上げたように、最終処分場にしないと、させないということについて、今回、研究計画の延長を認めたとしても、それは防げるという観点で判断をしたということになります。

(質問者)

では、再質問というよりも、今の答えを受けて、意見を1点だけ言って終わります。それであ

れば、なぜ、本当に改定の時に、研究計画案に、期間を明記してもらえなかったのか、そういうふうではなくて、これだけ道民の不安の声や、疑問とか、たくさん上がってきている中で、いろいろな検討されたかとは思いますが。そしてやりとりの内容を今日資料でいただきましたので後でゆっくり読ませていただこうと思っておりますが、道民の意見を代弁してくださるのは道です。道しかないのです。幌延町は、幌延地元のいろいろな経済のこともありますし、強く言えないということもあるでしょうけれども、道が道民の意見を代弁してくださらなかったら一体どこが機構へ、私たちの不安や疑問、そして20年という約束を守ってもらえなかったという不信、そういうものを伝えてくださるのでしょうか。とても、これからのことも心配ですし、怒りもありますけれども、どうぞその点に重々留意して機構との対峙をしていただきたいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございます。次の方、その後ろの女性。

(質問者)

はい、ありがとうございます。最初に質問された方がおっしゃっていますが、この説明会の開催方法、バランスをとってというお話でしたが、一見してバランスがとれていないと思います。意見のあった釧路から意見もありますが、そこでの説明会も行われていません。それと同様に、延長の撤回を、議会決議された自治体があります。その自治体の中での説明会もありません。これは道民の意見を聞く、道民に広く意見を求めるということ言えば、不都合だと思っております。ぜひ、今週だけではなく、来週その次ですね、開催、広めてください。これについての回答をお願いいたします。

(北海道 倉本部長)

説明会については、これではバランスを取れてないではないかというご指摘ではありますが、我々としては先ほど申し上げた考え方で、札幌及び幌延町のみならず、道東、道南での開催を行うということで、今回、開かせていただいているところであります。引き続き、今後も様々なご意見は、当然、我々伺っていきますし、説明会の開催ということについては現在予定はしておりませんが、いただいたご意見を今後の対応、とりわけ確認会議での確認、或いは機構への働きかけ、申し入れということの中で、しっかりと生かして、いくことによりまして、今日いろいろと出ております、道民の皆さんの不安、懸念、これを解消していけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

(司会)

はいどうぞ。

(質問者)

道としての姿勢としては、やはり自治体が議会決議されて、反対の撤回の意見を出されたところ、そこにまず行って説明されるのが道義だと思います。全道的になつては、やはり道民への説明はできたとは思いません。期間延長ですね、説明会での期間延長と、まず、開催場所の拡大ですね、それを希望します。

(北海道 倉本部長)

道内の市町村議会での意見書の可決しているのが、いくつか、我々、実は、道に対して、提出を受けてないものがありますので、口頭、或いは間接的に確認したものということも含めてです

けれども4市と町で行われていると、受けとめています。基本的にはいずれも国への意見提出の形式ですので、直接の我々からの回答云々ってことにはならないのかもしれませんが、まず、説明会とは別に、幌延町周辺自治体に対しては、説明をする場を持つようと思っております。それから、その他の市、町については直接道に送られてないのもありますので、あれですけども、やり方がどうするかというのはありますがそれぞれの自治体に個別に説明するというこのことについては今後考えていきたいと思っております。

説明会ではなくてそれぞれの自治体に対して、道の考えを改めてお伝えするというこのことについては、行っていきたいと思っております。意見書の出た自治体については、先方の道庁に送られてきてないものですので、正式にご回答ということは、何のことかわかりませんが、それぞれについて我々が知っている限りについては、道の対応について、こういうこと、こういうふう経過したということについては個別にお話を自治体とするということは今後考えていきたいと思っております。

(司会)

はい。それでは次の方ですか。こちらの女性。

(質問者)

座ったままで失礼します。資料2点、資料5の2ページ目の真ん中ほどに、三つ目の白丸で、研究終了までの工程とその後の埋め戻しについてということで、機構が第3期中長期計画の中で、平成31年度末までには、研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定するとしていることについては、今回盛り込んだみたいなのを表明しているのですが、これ決定していたのですか年度末まで。なぜ質問するかっていうと、資料4の、1ページ目の真ん中ほどで、第3期中長期計画の平成33年度までかどうか、それはともかく、研究開発の進捗状況と外部専門家による評価等により確認することとし、その上で平成31年度末までに、研究終了までの工程やその埋め戻しまでについて決定することとしましたと、今回、新しい計画案にも触れていて、なおかつ、この資料5の最後の方で3ページ目の下の、一番下から二つ目の白丸の情報公開の、先ほど、なぜこの、あちらからの提案の8月2日の予算もほぼ煮詰まりかけているところで、こんな急だった時に、あくまで、外部、3月までに外部委員会の評価を行って、その評価への対応を検討し、今回の案が出てきたのが8月1日だったということで、あったのでしょうか年度末までに埋め戻すよみたいなことで、もちろん当然でしょうみたいなことで、三者の中で、という感想。外部の専門家に見せた資料の中では、平成31年度末にももちろん埋め戻し計画しましたっていうことで、なぜお聞きするのかっていうと、それ、埋戻計画立てないと永遠に、埋め戻し計画無いからね、みたいな、もちろん終わらないよっていうことでずっとずっとずっと、幌延でボーリングしつづけるじゃないかと思って質問しています。以上です。

(北海道 倉本部長)

ご質問、まず、31年度末までに、研究終了までの工程、それからその後の埋め戻しということについて、決定したのか、してないのかっていうことだと思います。31年度は令和1年度になりますので来月再来月3月までが、この期間っていうことになりますけれども、我々もこのことについて、どういうこと示したかっていうのは、確認会議の中で確認をしてあるのですが、それがこの資料5の2ページを、ご質問の中で触れていただきました、妥当性っていうところの白丸の三つ目、研究終了までの工程とその後の埋め戻しについてというところで、確認したいいくつかのなかの一つ目の黒ポツのところ。第3期中長期計画では、31年度末までに研究の終了までの工程、その埋め戻しまで決定するというふうにしていただけで、これは、この、提案申し入れになった研究計画案で、どうなっているのかっていうのを確認したところで、それが今回の6ペ

一ジのところですけども、これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期第4期中長期目標に取りくみますと。その上で、技術等々云々とありますけれども、完了確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程と示します。非常に解りにくかったところなので、ここは繰り返し確認会議の中で確認したのですけれども、要するに研究終了までの工程っていうのがいわば、この令和2年度以降、第3期、第4期中長期目標期間目途に取り組むと。それで、技術基盤の環境が確認をできれば、確認をします。その後、確認ができればこの埋戻しについては、具体的工程を示すっていうことをもって、埋め戻しについても検討するってことも、解釈だっていうふうに受けております。我々としては、今ご質問、ご指摘あったように、いつまでも幌延で研究が続けられるのではないかという懸念があるということもありまして、この研究期間については、どういう期間なのかということ、先ほど申し上げておりますが令和2年度以降の9年間であるということ、これを明確にし、その期間を通じて、必要な成果を得て研究終了できるようしっかり取り組むと、いうふうにコメントも明らかにさせたということでございます。あわせて道でも確認会議を今後も継続開催して、そのフォローをしっかりやっていくこと、そういったことを通じて、この期間内に成果を得て終了できるというふうに受け止めたということでございます。

(司会)

それでは次の方。真ん中の女性。眼鏡の女性。

(質問者)

今ちょうど計画案のお話が出ていたので、そのところなのですけども、知事と幌延町長が、原子力機構理事長との話し合いの中で、新しい改定したものを手交して、受け取っていますけれども、こここのところの、6ページのところの、第3期及び第4期中長期目標期間っていうところに、どうして期日、期間が書かれていないのかが、普通、計画案では、第4期中長期計画は何年から何年までって普通書くのが、ごく当たり前のことだと思うのですけれども、ここをきちんと20年第3期及び第4期目標期間のところに、しかも令和2年って書かないで、きちんと西暦で書いて欲しいのですが、2020年から28年というふうにきちんと明記してもらえないのでしょうか。

(北海道 倉本部長)

資料6ページの、第3期、第4期中期目標期間を目途に取り組みますと。この、中長期、第3期中長期目標期間は、いつからいつまでなのか、第4期がいつからいつまでなのかが、明らかでないと、期間が分からないということだろうと思います。そこについては、我々も同様に、これ、原子力機構の目標期間っていうのは、原子力機構の中での言葉なものですから、第3期はすでに期間ですので、令和3年度までかなということが決まっていますのですが第4期はこれからのことなので、こういう書き方をすると、いかようにも第4期が極端な話、例えば10年の計画なのか、15年の計画、あるいは5年の計画なのか分からないじゃないかということもあって、確認会議の中及び、知事と理事長と面談の中でもそこを確認しております。その中で、第3期、第4期中長期目標期間、すなわち今回の研究期間というのは、令和2年度以降9年間であるということ、これを明らかにしたところでありまして、それは、今後の前提になると考えております。

(司会)

はい。それでは次の方。こちら側の帽子の男性。

(質問者)

ちょっと遅れて参加したもので、最初というか、説明の部分聞いてないのであれですけども、お



話を聞いていたところ、道の方としては機構側が20年で終わらせる責任はあるということはずっと認識されてやってこられたというようにお聞きしました。20年で終わらせる責任があるという状態でありながら、その1年以内になるまで、何も言わずに、急遽言い出すっていうことは、これは、道民の不安云々じゃなくて、機構側の能力の問題として、疑いを持たなきゃいけないのではないかと思うのですね。持たざるを得ないと思います。要するに、9年も延びるような、研究、やり残しがあるのだったら、その内部の専門家、外部の専門家に対して、当然、内部、専門家の方がやられているわけですよ。その方々がどうしてそれを発見できなかったのか。外部の専門家が、改めてそれを評価するまで、それが達成できているのか、できないのか、まるで分からないという状況であれば、9年後だって同じことが起こりますので。そういうようなことがどうして起こってしまったのかということ、まず、原因を究明するのが初め、最初じゃないのか、それが何を言えば、その先、延長も何も、話は全然進まないのではと思うんですけども、その辺の話が全然、聞こえてきてなかったような気がするので、その辺どうお考えなのか、お願いします。

(北海道 倉本部長)

20年で、当初計画、責任を持って進めるべきである前提は、我々も、そういう考えというのにはありまして、今のご指摘ご質問は、そうだと、これまで順調だと言っておきながら、突然申し入れたということであれば、これは、機構の能力に問題があるのではないかと、外部の評価で、どう評価されるのかっていうが内部でも分かってないのであれば、今後も、また再度延長っていうものが、生じかねない。今回、そうした原因がどこにあったのかということ、まず明らかにすべきじゃないか、ということだというふうにおっしゃったのだと思います。我々、まず機構の能力がどうかっていうのはちょっとなかなか答えかねるっていうか、我々、全貌把握しているわけではないので、お答えできない、しかねる部分でありますけれども、我々としては、この処分方法の研究自体は、必要だという認識は持っております。その中で、今回、当初計画の期間を超えて延長をしたいという申し入れがあったことについて、我々、決して当初計画の20年を軽く考えているわけでは毛頭なくて、当然その中でしっかり終わるべきだというふうには思っておりますが、一方で、必要だと言われる部分について、一部まだ終了できてないところ、継続しなきゃならないという部分について、確認会議の中で、どういった研究項目が、延長が必要かっていうことについては、一方で確認をしたところであります。今後、繰り返さないということ、いけば、我々としても確認会議を今後継続的に開催するということは先ほど申し上げておりますけど、その中で、単純なその研究の実績の報告を受けるだけではなくて、それについての評価についても確認をしていくということ。それから、なかなか我々も、十分な専門知識を、持ってない部分がありますので、その実績が実際その求めるレベルに、どの程度達しているのかっていうことについては、その確認会議の中に専門有識者を交えて、その人たちから見てもらって、いろんな指摘やアドバイスをもらいながら、我々としても、機構の報告を元に、その進捗状況っていうものをしっかりと確認をしていくということを通じて、なし崩し的な対応にはならないようにということ、今後もしていきたいというふうに考えております。

(司会)

よろしいでしょうか。それでは次の方になりますが、2回目になりますが。それでは、前の女性。

(質問者)

いずれにしても、こんな時間まで皆さんお疲れ様です。何点か、極力簡潔に、ご質問させていただきます。これまでの答弁を拝聴して、感じたこと、まず一つは、先ほどの青い

シャツの方の質問に対する、倉本さんと佐藤さんの答弁を伺っていると、三者協定の中で約束を守るべき主体は機構であると。それに対して、その機構のしていることが協定に違反していないかを確認するのが、幌延と北海道であると。確認する主体はいるとしても、約束を守らせる主体はいないということによろしいのでしょうか。

それから確認するという意味は機構がどういうことを言っていて、それがその中に、最終処分場にはしないということが担保されるかっていうことを確認するのだと思うのですが、それは機構が最終処分場にはしませんよ。核廃棄物を持ち込みませんよと言っていけばそうならないというふうにご判断なさるのかということが一点。

それから、確認会議に招く専門家の選び方について、先ほどからお話伺っていますと優秀な道職員の方々でも資料を読んでも、細かいところがわからないところがある。だから、それを機構の言い分を噛み砕いてくれる専門家を選ぶということ、再三に渡って仰ってました。ただ、私が非常に心配しますのは、物事を正しく判断する上で、不可欠なのは批判的な視点であるということであると思うんですね。ですから、ぜひその地層処分に批判的な専門家を確認会議に、そうでない専門家の同数入れるべきである。変な数合わせにならないようにできることなら、地層処分に対して批判的な考えを持っていて、ある程度の勉強をしている市民が推薦するような専門家を十人程度は入れるべきではないかということをおっしゃるのですけれども、今後そのようなことをされる、検討するというようなお言葉は結構です。今後、そのように編成して確認会議を開くということは、なされるのかということが2点目。

それから先ほど、倉本さんが、いずれにしても研究は必要ではあるということをおっしゃってこれもおっしゃっているのですけれども、その研究しなければならない研究をなぜ幌延でやらなければならないのかということが3点目。それから、他にもあるのですけれどももう1点で終わりにいたします。先ほどから道民のご意見を伺いながら、自治体へのご説明の仕方を今後考えていきたらとかということをおっしゃっているのですけれども、ご意見を伺うということの意味。ただ、話を聞いてそれに対して、でもこうこうこういうことがあるから、我々はこうするよということをおっしゃって終わりにするのか、それとも、聞いた話をどうにも道民からこういう場で聞いた意見を、何がしかでも取り入れて、今後、変更、今決まりかけている方針をなにがしか変更したり修正したりする可能性があるのかということ。自治体、あ、ごめんなさい。これが3点、ごめんなさい、4点目ですね。そしたら、ごめんなさい、もう1点だけ。その自治体への説明の仕方は今後考えていきたいというふうには先ほど倉本さんおっしゃっていたのですけれども、いつごろまでに何をどのように、考えて実践するのか。それを示していただかないと本当に、こういう場を設けていただいて皆さんもお疲れだと思ってしまうのですけれども、これは対話の場ではないと判断せざるをえないのです。ただ決まっていることをトップダウンで言われているだけ。説明という言葉を使いながら、それを言ったことを受け取らせるだけが説明というのでは、道民の意見は聞かれていないのではないかなという感じがいたします。それについてどのようにお考えなのか。今後、聞いた意見をどのように、方針に反映してくださるのかということをお伺いしたいです。お願いいたします。

(北海道 倉本部長)

5点、ご質問ご指摘あったと思います。まず、約束を守らせる主体っていうことですが、協定そのものが三者それぞれこれを履行する。我々も含めて、義務があるということが前提ですけれども、基本的にはこの研究を実施する主体っていうのは原子力機構ですので、研究をこの協定に即して行う責任が機構にはあると。協定の15条には、違反した場合は停止できるということもあります。我々としてはそういう意味では機構の研究は協定に則って進めていくということを守ってもらう、守らせる役割が、我々にはあるというふうには理解しております。

それから、確認会議での有識者のメンバーでございますけれども、我々地層処分そのものにつ

いての確認を行うということではなくて、この研究がまず協定に即しているのか、それから、いわゆる、今回、延長するとなったこの計画案ですけどもこの計画案に即して、それぞれの研究行為が行われているのか、これを確認するのが確認会議の目的でありますのでそれに、適切なアドバイスをいただける方を選任していきたいというふうに思っております。

それから、研究は必要だとしてなぜそれを幌延でやらなきゃならないのか、その理由ということでもあります。元々、幌延で、これは幌延にセンターを作るということで、この20年前に、協議を受け、受け入れたわけですが、その際にはその結果、最終処分場になるのではないかという、強い不安、懸念がある中での受け入れでしたので三者協定を担保措置として受け入れたという経過があります。今回の延長については、従ってまず三者協定が履行されるのかっていうのが大前提でありますけれども、同時に、本当にこのなぜ、延長が必要なのかについても確認会議の中でもいろいろと報告もしてもらい、専門家のアドバイスももらいながら内容の精査をいたしましたけれども、地下施設、幌延で持っている、元々幌延が地層科学研究と地層処分研究の2つの分野を持っていたという中で、特に今回、その処分技術の方の研究でそれについてまだやるべきことが残っているということでありまして、それは地下施設でなければやはりできないことであろうということ、我々としても確認会議の中で確認しましたので、そういうことの中で、今回の判断をしたという点でございます。それから4番目、お伺いするご意見によって今回知事が、議会で表明した判断を変更するのかっていうことでございますけれども、これは先ほどもお話をさせていただきましたが、様々なご質問を踏まえた確認会議での精査結果それから確認会議の結果を受けた様々なご意見、それと議会議論、幌延町の意向なども踏まえて、知事として、道議会の場で受け入れを表明したものでありましてそのこと自体については、変更するというにはならないというふうに考えています。お伺いしているご意見、今後お伺いするご意見については、今後、我々が取り組む中で、具体的には、確認会議での確認、或いは機構に求めていくべきこと働きかけていくべきことの中に反映をして道民の方々の不安、懸念の解消に努めていくということに対応していきたいというふうに思っております。それから、五つ目で、意見書の提出があった自治体への説明については、いつまでどのようにやるのかってことですが具体的にまだ決めていないわけではございませんが、先ほど申しましたように、自治体の意見書については道に対して提出をされていないものもありますので、個別にそれぞれの自治体とご相談をして、できるだけ早くご説明をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(司会)

はい。

(質問者)

いただいたお答えに対して、何点かお伺いしたいと思います。まず確認するのは、地層処分そのものではなく、協定に即して研究が行われているかに対する判断を行うためだということなのですが、それにしましても、批判的な視点というのは、その判断を正しく行うためには重要であると考えます。そのために、ぜひ地層処分に批判的なお考えを持つ専門家の方、それから放射性被ばくについて、科学的に、ご研究されて、批判的な慎重なご意見を持っていらっしゃる専門家の方、そういった方を、ぜひ今までお招きになった専門家と同数程度招いていただきたい。それをぜひ次回の確認会議からやっていただきたい。お願いできますでしょうかということが1点。

それから、その約束守らせる主体は北海道と幌延だけでも、どのように判断するのかということについても、ちょっとお伺いしたと思うのですが、それについてお答えいただけなかったもので、機構が計画や話し合いの中で、処分場にはしない、核廃棄物を持ち込まないと言え、そうならないというふうにご判断なさるのか、それともそれ以上の何かを判断基準にされているの

か。であればその判断基準は何かということもお答えください。

それから、この説明会の内容によって知事の判断を、今回の計画延長を受け入れるという知事の判断を変える考えはないというお話だったのですけれども、道民の意見というのはそれだけではなくて、確認会議の開き方とか、それから計画に期限の延長はこれ以上認めないということ、これ以上はしないということをお話させたのか、させないのかといったこと、そういったことの反映もありうると思うのですけれども、今まで出た意見の中でどれとどれをどのように機構との話し合いの中で反映していただけるのかということが3点目。

それからもう一つ、処分技術についての研究は地下施設でなければ行えないから幌延で行うのだというお話でしたけれども、ならば、そしてその処分技術の研究というのが、おそらく、地層処分というものがもしできるのであれば安全にしなければならないということで、研究を行ってらっしゃると思うのですけれども、その安全性を確認することに、確認する上で非常に重要である、埋め戻しの後の安全性、埋め戻した後で何か下から湧き上がってきたりしないのかといったことについて、見守る期間を設けないのはなぜか。埋戻し技術の確立というのが研究の項目に入っていないということ、前回の説明会でお伺いしました。でも、本当に安全に処分することが必要だと思って研究していらっしゃるのであれば、少なくとも、埋めた後、本当は10万年ぐらいの安全性を見届けていただきたいのですけれども、何か地下施設を作ってそれを埋めたあと、何も不都合が起こらないということ、少なくとも100年とか1000年とか、見守っていただかなければ、ちょっと、そのあとの段階に進んではいけないのではないかと思います。以上です。

(北海道 倉本部長)

4点と思いますが、まず、確認会議での専門有識者のメンバー選定について、地層処分に批判的なお考えを持つ方、慎重な方を、これまでと同数、次回の会議で選んでやるべきだというご指摘だと思います。我々、改めて有識専門者については今人選をこれからやろうと思っておりますけれども、それについて先ほどお答えしたと重なりますけれども、協定に則って、計画に即して進められているか、これを確認していく中で、適切なアドバイスをいただける方、これを前回は行ったメンバーに、先ほど言ったようなコミュニケーションですとか社会科学的な分野の方も、加えながらやっていきたいと次回の会議では、そういうメンバーも加えてやっていきたいと考えております。

それから2点目。機構が処分場にしないというふうに言えば、そうならないと判断するのかということでございすけれども、まさに処分場にしないということの担保措置で設定された協定書はいろんな項目がございまして、例えば、最終処分場っていうのはある日突然処分場になるわけではないわけでありまして、協定の中にはいわゆる放射性廃棄物を持ち込まない、使用しないというふうな持ち込み禁止ですとか、それから処分の実施主体への譲渡・貸与はしないってことですとか、それから埋め戻しを行うこと、或いは毎年度の説明、或いは立ち入り調査、情報公開といったいくつかの関連する項目がありまして、これらをきちんと履行していくということができれば、処分場になるってことは防ぐことができるというふうに我々は考えておりますので、機構がしないと言え、そうならないと判断しているということではありません。協定の各項目が履行されているかをしっかりと確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、いただいているご意見について、先ほども申し上げましたように、今回、申し出があった計画案を受け入れるという判断については既に知事として道として、それを判断し、表明をさせていただいておりますので、そこについては既に行っておりますが、今後、研究を進めていく中での確認会議での確認や機構への申し入れ、働きかけという中で、道民の皆さんの不安、懸念というものをしっかりと伝えること、申し入れていくことを行っていきたいというふうに思っております。

それから4点目の埋戻しの見守る期間を設けないのか、それに関する研究は行わないのかということでございますけれども、当初計画の中に、埋め戻しの研究っていう項目が入っておりませんので、我々としては、もし仮に埋め戻しの見守る研究ということをやるということになれば、協定とはまた別の形での議論が必要になるというふうに思っております。

いずれにしても、埋め戻しの行程は、研究終了後に、工程を最終的に多分検討して明らかにすることになると思いますが、その中で、どのような対応をするのかについては検討されていくものというふうに考えております。以上でございます。

(質問者)

お答えいただいたことに関連しまして。

(司会)

はい。すいませんちょっと長くなっているものですから、他の方が済んでからにしていだけますか。どうぞ。

(質問者)

定性的な話ですけども、幌延に使用済み核燃料を保管するというのは国際的に見てありえないですね、地下水の問題、軟弱地盤、国際的にはありえないことをあの場所で研究をしているということ。それで、今までの原子力ムラがやってきたことというのを考えてみますとこれ油断がならないと言いますのは、幌延に埋めても大丈夫だという研究をやって、そういう結論を出すように努力をしているように見えます。例えばですね、例えば地下水の影響、堆積岩の影響、これでまた人工バリアシステムなんていってこれで囲んでしまえば安全だとか、或いは腐食試験の妥当性を確認したとか、物質の移動現象についても評価方法を確立した、或いは堆積岩の自己治癒能力もあるとか、こういうね、地殻変動に対する堆積岩の治癒能力、こういうことを研究しているということは、こういうことを、幌延でも安全ですよという結論を出そうとしているとしか思えない。おそらく幌延に埋め立てるっていうのは、不可能だと思いますね。その前段階で絶対圧倒的な科学者の反対があると思います。これ国際的にも明らかで、常識外れのことをやっている私は認識しています。それで、ただ、原子力ムラはもう何をやるかわからないところなので、その辺をよくよく道としては心構えを備えて、今後もしっかりと、原子力ムラが何をやってくるか過去の例を見れば大体明らかですから、その辺も踏まえてしっかりお願いをしたいと、このように思います。これは、要望ですけども、はい。お答え、何か参考になるようなことがあればお話いただければと思いますが。質問ではないですから、何か心構えでもあれば。

(北海道 倉本部長)

我々は、先ほどから申し上げているように、幌延でこれをなし崩し的に処分場にするということは、何としてもあってはならないことだと思っておりますし、それを阻止するための措置として三者協定もあり、或いは今後は、確認会議の中で、それを逐次やりながらそうしたことになる対応、これは間違いなくやっていきたいと思ってというよりは、やっていくつもりであります。それから幌延に埋めても問題とならないという結論を得ようとしているということですが、これは、いろんなことを考える人もいるのかもしれませんが、我々の認識としては、先ほどあった、地下水の問題等々については地下に処分する際には全国どんな地域でもあり得る問題であって、そういう意味では、幌延の地下施設で、そういう環境の中で、どう安全に処分するためにはどういう技術が必要か、それを研究するというのは幌延で行うって理由としてあるというふうなことを確認会議の中でも得ておりますのでそういうことでやっている。あくまで承認するつもりでやっているということではないというふうに理解をしておりますし、ご指摘のあつ

たことについては十分踏まえた上で今後もしていきたいと思っております。

(司会)

よろしいですか。はい。それでは、はい。2度目の方ですか。

(質問者)

質問ではないのですが、要望なのでも。部長も確認会議を毎年開催すると。それと、室長が専門家にコミュニケーションを担当するといいますか。放射性もしくは核廃棄物を理解した上で、道民の素人の人にもわかりやすく説明できる能力を持ったそういう役目を持った人を今後入れるつもりであると、人選は部長も言われましたけど、これからだと。だから要望なのですけど、今日先ほど発言がありました。●●先生が、自分が入りたいということをおっしゃっていただきましたので適任だと思うのですね、道民に、それを地層処分がいいとか悪いとかじゃなくて、専門用語を素人に分かるように噛み砕いて説明する能力を持っておられて、そういうのに長けておられると。ましてその実践者であるということで、ぜひ部長もここにおられますので、推薦したいと思いますので、皆さんも賛同されていますので、検討をお願いいたします。

(北海道 倉本部長)

具体的な人選については先ほど申し上げたような観点から、適任者を探し確保するため、適任者を探した上で、道として決定していきたいというふうに思っております。

(質問者)

答えになっていません。道民に考えを聞く、知らせる、対応、今後やっていくと。それは前回の反省のことだと最初おっしゃいましたね。最初、確保、そういう対話、機構との橋渡し道の対応がまずなかったとそういう反省があるということで、確認会議をこれからやるのだというお話されましたので、それでコミュニケーションというのも受けていたと、そういう専門用語、機構はいろいろ提案されると、これができなかったあれができなかった、それを専門用語で上げられるとそれを聞くのに、今回の確認会議でも何回もそれ行き違いあったのですよね。だから、当然その中で、今、みんなも希望として出していますので、これがもう担保になると思うのですよね。結局、放射性物質、核廃棄物に対しての確認会議となれば、そこに橋渡しの人が誰かで答え決まってきますよね。コミュニケーションという意味です。これについてですね。もう一度部長答えをお願いします。

(北海道 倉本部長)

コミュニケーションの分野、コミュニケーションは例えば、例えばっていうかコミュニケーションっていう言い方がいいのかどうか分かりませんが趣旨としては、今ご指摘もあった部分にもありますけれども、専門用語等、いろんな道民の方々も必ずしも専門用語を理解する方ばかりではありませんし、逆に道民の意見っていうものが、研究者になかなか伝わらないということもありえるというふうに思いますのでその辺の部分きちんとつなぐことも確認会議の中でしなきゃいけないという観点から、そういう部分をサポートしていただける専門有識者を道として責任をもって選定をしていきたいというふうに思っております。

(司会)

それでは、次の方、すいません。初めての方いらっしゃいますか。すいません。

(質問者)

旭川から来ました。この説明会の前に、旭川でも説明会を行えという申し入れがあったと聞きます。ただ、それは聞き入れられなかったということがあったそうです。それで、今日ここに僕が来るか、もしくは明日幌延に行くかかからないのですよね、旭川の人ね。この会議の内容を聞いていてもね、旭川の人達ってね、今まで関心持っていていろいろとやってきたわけですよ。だからこそ、いち早く市議会で意見書が出たわけですよ、それは旭川市民の総意でもあるというふうにとらえてもらわなきゃ困るのですよ。そういう旭川市民が、先ほどから何回も旭川でやれっていうような話をしているのに全然聞き入れられない。今もこの人達を入れてくださいっていう話がありましたよね。全然聞き入れられない、曖昧な答えをする。これ、道民の方を向いて答えているのかって言ったら甚だ疑問で仕方がないのですよね。これだけ中身の濃い説明会、旭川帰ってしゃべろうと思ったけど、無理です。やっぱり旭川で旭川の人たちに生の声を伝えてもらわなかったらこの雰囲気伝えられませんので、やっぱり旭川で説明会をして欲しいなというふうに思います。やっぱり、今話聞いたら、なんかこっち向いてないなっていう感じがします。もう一つ、道新に対して抗議したって言いましたよね。抗議した直後に知事の表明じゃないですか。ありえない。普通なら抗議したのだったら、ごめんなさい、ぶっちゃけて言うと、僕ならもっと時期を置いてから表明すると思います。もうそんなことを考えてないから、知事の表明に至ったのではないか。抗議なんていうのは形だけだとしか思えない。やっぱり僕が思うには、こういうことを払拭するためには、きめ細やかな説明が必要なのです。ぜひ、旭川に来てください。

(北海道 倉本部長)

説明会の開催については今、これまでも説明をさせていただきましたが、これまで札幌と地元である幌延町で、前回説明会をさせていただきましたが、広く道民の方々にご説明をするということで、道東、道南を加えて、今回4ヶ所で開催するというふうに考えております。旭川市での開催というのは考えておりませんが、今後も様々な機会を通じて、ご意見を伺いながら、確認会議での対応、原子力機構への働きかけなどを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(司会)

それでは次の方をお願いします。

(質問者)

やっと本題についての発言ができます。この間発言された方と重複は避けたいと思いますけども、違う視点での発言等、同じ項目でも発言することについては、お許しをいただければというふうに思います。それで道の対応について、ペーパーで本日提出をされております。その中身について、何点かお尋ね、意見を言いたいと思うのですが、一つは、1ポツの基本認識の中で、地層処分が基本ということで触れられております。地層処分の是非について、この場で道とやりとりをするつもりはありません。この間何名かの方の発言がありました。ただ、違う視点でものを言わせていただければと思うのですが、一つには、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が制定されたのは2000年5月です。そのときには確かに、国の法律、方針としては、地層処分ということを基本としておりますが、それから、本当に2000年以降、どれだけの地震が起きているのか、私が改めて言うまでもないと思いますし、これは統計的にも、世界で起きているマグニチュード6の、地震の20%が日本近海で起きているというデータもあります。そういう意味では、火山大国、地震大国の日本では地層処分は現実的なものではない。もっと言えば法律や政府の方針がそうだからということには理由にならない。今の段階でいけば、憲法に違反する安保法制ですら、数の力で強行採決をしている。過去には優性保護法などのようなとんでもない法

律もあったわけですから、現状と合致しない法律や国の政策については、地方分権の時代ですから、北海道としても毅然たる態度で、国などにも意見をさせていただきたいというふうに思います。それから2ポツの中で、一部研究に遅れがあったということが、いわゆる延長の妥当性等で言われておりますが、その一部研究の遅れについて、その研究はいつ行われようとしたどんな研究なのか、そしてそのことは、北海道はいつお知りになったのか。回答いただきたいと思います。それから先ほどどなたかの発言の中で、北海道の前にお座りの方々は、三者協定に立ち会ったことないとおっしゃっていましたが、私は実は35年前、幌延町に旧動燃が強行調査を行った時に、当時は開進地区の原さん宅前での調査でしたけれども、その原さん宅につながる道路での監視体制に、私は行っていました。そういった立場の者からすれば、今回の延長の問題の争点は、三者協定に合致するかしないかという問題ではありません。20年程度でやめるかやめないかということです。そのことは私が、個人が言っている問題ではありません。先ほどどなたかも言っていた通り、道新でも触れられていた記事の中に、当時の三者協定を締結した堀知事みずからが、20年程度は重い、やるのであれば、本当に仕切り直しすべきだと、言っているわけです。先ほど、再延長は今の段階では認める考えはないと仰ってましたが、知事が変われば変わるのですか。いやいや変わっているのですよ。20年程度を軽く考えているのですよ。もっと言えば20年程度は三者協定に書いていないのですよ。なぜ書いてないか、三者協定の前提だからですよ。だから三者協定を守るとか守らないレベルの問題なのですよ。そのことを道がしっかりと受けとめていない。そのことを、本当に残念でなりません。それから、この決定の中で触れられている中で、5ポツで原子力機構に積極的な情報公開等、発言を求めます、というふうに触れられております。しかし私から言わせれば、今回最大の情報公開をしていないのは北海道です。本来であれば、北海道として基本的な考えを示して、その上で道民の意見を受けるといふのであれば、こういうプロセスで最終的に判断を下すのはわかりますよ。ただ、基本的な考えも示さないで道民からの意見を受けて決めるのであれば、こんな拙速な決め方はいけません。もっと言えば、結果を公表していくことによって、不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう機構に求めると言っていました。今回の道のやり方からすれば、私は、道に対して、不安や懸念が増大しております。それだけ民主的なやり方ではないということです。そのことを、ぜひ、重く受けとめていただきたいと思います。以上です。

(北海道 倉本部長)

まず地層処分について、2000年5月以降の多くの地震等々の中で、現実的ではないということで、それについて道としても、国に対して、変更を求めるべきじゃないかというご指摘かと思っております。地層処分が今、先ほどお話にありましたようにその法律の中で、地層処分をすることは決まっておるわけでありまして、当然その様々な研究、或いは知見の中で、今後、様々な政策を見直していくということは、この地層処分に限らず、あることであろうかと思っております。それは国が責任をもって、国民に対して説明もしなければいけないですし、必要な対応としてそれが求められるべきだと思っております。道として、地層処分そのものを地方分権の立場から言うということ、求めていくことについてはなかなか難しいものがあるかと思っておりますが、これまでも国は、冒頭言っておりますけれども、地層処分については、情報をオープンにした上で、国民に対してしっかりと説明をしてその合意を経てもらいたいということはこれまでも求めておりますし、今後も求めていきたいと考えております。

それから、一部の研究の遅れが、いつ、どのような研究で、道がいつ知ったかについては、後ほど佐藤室長から回答させていただきます。

今回の件が協定に合致するかどうかということが問題ではなく、当初計画の20年で止める、それこそが重要だというご指摘、ご意見というふうに思います。我々も当初計画の、期間を含めて当初計画を軽く見ているわけでは当然無いわけでありまして。今回、先程経過を説明して



おりますけれども、申し入れに関して確認会議の中で、内容も必要性ですとか妥当性、或いは協定との整合などの観点から、いろいろと精査をした中で、今回の申し入れが計画の変更の事前協議の対象にはなるものだという事は、我々としては理解をしたところでありまして、その上で、別途申し上げましたけれども、我々としては処分方法の研究そのものは、必要というふうに理解しております。その一方で、幌延でそれを行う場合には、三者協定が大前提だということも、前提的な立場でありますので、今回の申し入れをそういう観点から精査をし、また理事長と知事との面談の中でも、得られた、明らかになったことなどから、この延長が仮に行われたとしても、なし崩し的に処分場に幌延になるということは防げるというふうに考えたところでありまして、そういうことを踏まえた上で、受け入れの判断をしたということでございます。

それから道の対応が民主的なやり方ではないのではないかというご指摘については、道に対する不信、不安があるということでございますので、引き続き、しっかりと、道自身の対応にも懸念が持たれないように、努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(北海道 佐藤室長)

私の方から、一部研究に遅れがあったが、その研究がどういうもので、いつ頃行われて、いつ知ったのか、というお話でございますけれども、今回研究で延長が行われたような、三つの必須の課題の中での研究につきましては、例えばその人工バリアの挙動に関するデータが取得できていない状況、いろんな状況によってそのデータを確認するのですが、その状況が取得できていない挙動があったことですか、あと PEM と呼ばれる、人工バリアと一体となった装置、こちらの方の施工方法ですか、埋め戻しの方法等の、その施工の方法の違いによる緩衝材への影響ですとかそういったようなことについて、成果が得られていないというふうにお話がありました。それにつきましては、確認会議の際に確認をいたしまして、これについては、その段階で私どもは初めて確認をしたという状況だったと、そういう状況でございます。我々としては、いままでは計画通りに進んでいるという理解でいましたけれども、そういうできていない研究があったという事実、また一部はその外部評価によって、評価の結果、まだまだやらなければならない部分が出てきたというのがありますけれどもそういうふうに遅れが出ていたという事実につきましては、確認会議で確認できたと、そういう状況でございます。

(質問者)

今の話で。確認会議で初めて知ったのに、なんで受理したのですか。話にならないのではないですか。それともう一つ、先ほど言いました、三者協定を締結した当時の堀知事が、20年の約束は重い、一旦整理してけじめをつけるべきと言ったことに対して、現担当はどう受けとめているのか、お答えいただきたいと思えます。

(北海道 倉本部長)

確認会議を通じて、どの研究に遅れがあつて、今後継続していく必要があるかについては確認会議の中で、我々としては初めて知ったということでもあります。それは別のところでも申し上げましたけれども、我々もこれまでも概ね順調という報告を受けていたわけでありまして、その対応について、今後はよりしっかりとやらなければならないという反省をしているというところがあります。経過の中で、何ができた、これができた、ということだけの実績報告を受けるだけではなくて、その実績の意味ですとか、あるいは評価などについても、我々としても把握をするように、今後確認会議の場で対応していきたいということしております。

それから、元知事の発言について、私も新聞報道でしか読んでおりません。直接そのことについてお話を聞いているわけではありませんけれども、我々としても、先ほど申し上げましたが、20年という当初計画を変更するという事については、決して軽い事だというふうに考えては

おりませんので、今回、先程来申し上げているステップ、まずは幅広く申し入れの内容についてのご質問や疑問点を道民の方からいただきながらそれも含めて確認会議で確認をし、またその結果についてご説明をする場を設け、或いはそれに対するご意見を頂戴し、また知事と理事長との面談の中で、最終処分場になし崩しになってしまうのではないかとすることは防げるということをおっしゃるとしても、確信できたという中で、今回、判断をしたということでございます。以上でございます。

(質問者)

ちょっと1点目の、私が聞いたのはそういうことではなくて、私が問題だと言っているのは、要するに今まで順調に研究は進んでいるという報告しかない。道もそういう認識をしていた。ましてや、研究の計画案を提出した時にもそのことをなしに、研究計画案を受理したこと自体、道の対応としておかしいのではないですか。ということです。

だって、順調に進んでいるのなら、なんで計画が出てきたのですかということですよね。その時点で、順調に進んでいるのですからこれは受理できませんって蹴るべきじゃないですか。確認会議で初めてわかったのだから、そんなのを受理した段階での理由にならないじゃないですか。

(北海道 倉本部長)

申し入れを受理するということが、どういう手続きかというもののとらえ方もあるのかもしれないですけども、申し入れが文書を添えて、道及び幌延町に8月2日に来たということは事実でありますので、我々はその段階で、中身を十分精査をしなければ、これの取り扱いについては決められないということでもありますので、確認会議を開いて、その内容がどういったものなのかを精査をした。その結果、一つには、今回の申し入れが、計画内容の変更という、事前協議の対象には少なくともなるということは確認会議の中で確認をしてきた。さらに、最終的に申し入れを受けるか受けないか、受け入れるか受け入れないかについては、確認会議の結果や、先ほどから申し上げている、知事と理事長との面談などを含めて、或いは議会議論、幌延町の意向などを踏まえて、最終的に受け入れることにしたということでございます。最初の段階で、受け取らないっていうのは中身を確認してからのお話でありますので、今言ったようなプロセスの中で対応してきたというふうに考えております。以上であります。

(司会)

3列目の青いシャツの方。どうぞ。

(質問者)

いま話された方と全く同感とかなんですけれども、いわゆる機構の方の話を受理するのだったら道民の話も受理しなさいと。違いますか。立ち止まるべきじゃないですか。別な意見があるのだから、ここで立ち止まって考えると。みんなで考えて道民の意見はどうなのだ。ということをやすべきなのに、進んでいるっていうこと自体がまずおかしい。先ほど私が言った話ですね、そちらの録音の話をちょっとしましたけれども、それをご存じないということでしたので、実際録音した方と、中でやっている間にやりとりをしました。2014年。野村茂雄原子力機構、常務理事の発言です。もったいない発言と言われてますね。今の施設、いわゆる幌延の施設ですね、こちらを維持することが第一で、後づけで可逆性、埋戻し取り出す、括弧閉じで、核種変換も入っていましたと、相次ぐ不祥事、もんじゅのデータ改ざんなどですね、東海村の事故等で、世論が原子力機構の存在すら否定的だった中で、生き残り策だったと言われてます。はい。こういうことで出てきた発言とされています。それとですね、2013年か14年ですかね。この頃に、今の経済部長の倉本氏は、幌延の件で関わっていなかったのでしょうか。ここで水漏れの事故があっ

たと思うのですがそちらのところに立ち会われていたかと思うのですが、どうでしょうか。ここでちょっと私も調べてみた、私も詳しく知らなかったの。ここでいくと2013年2月19日に載っているのですが、2月の6日に発生した内容で大量湧水発生、メタンガスの発生で掘削中断という内容がありまして、このところていくと、マスコミの取材で発覚、とあるのですね。2月7日北海道庁がマスコミへの公開を申し入れたが、原子力機構が無視。大量湧水発生とメタンガスの発生で掘削が中断。これを公開したのが2月18日です。これご存知ないってことはないですよ。これに関わっていたのであれば、2月7日のこのところで、原子力機構は無視したってことで、本当にこれ信頼に足る組織なのですか。ちょっと私にはこれを見る限り、現段階でちょっと信用できないですね。ですから、このところでは、やはり道民の意見を聞いて今立ち止まるべきじゃないですか。私はそう思うのですけど。

(北海道 倉本部長)

ちょっとすいません年代は、私の手元で把握できていないのですけれども、野村理事のもったいない発言というのは、もったいないっていう言葉が、かなりインパクトある形で報道されたこともあってそのことについては記憶にございます。それを受けて、私も当時環境・エネルギー室長であったというふうに思いますので、原子力機構、それから文部科学省に行きまして、その発言の真意の確認、或いは、その発言によって、道民の方々が大きく不安を抱いていると、いうことを強く指摘をした上で、しっかりとその協定と計画に即して研究を進める、ということをお願いいたしました。それから、湧水、いわゆる地下水が想定以上に出たという事項についても、私も多分確か当時、同じように室長の立場にあったかと思えます。ちょっと記憶で若干正確性にかけるかもしれませんが、当時、いろんなトラブルについての公表基準っていうのが原子力機構としてもっていたわけでありまして、その当時、公表基準では、その事項、トラブルは、公表対象にならなかったということで、原子力機構としては、自分たちから公表するものに当たらないというふうな、対応したというふうに記憶をしております。我々としては、機構側としてはその入水実態が大きな安全上のトラブルではなくて、地下であれば、地下水先ほどちょっと地下水の話がございましたけど、地下水っていうのが、出てくるっていうのはどういう地盤においても頻繁に起こりえることですので、研究の過程ではそういう事項が、事象があった中での対応ということ自身も研究の中に、有益だというふうな観点から、対応していきたいという話もありましたので、そのことについては、研究の内容として、予期しない地下水、当時予期してなかった地下水をどう対処していくかっていうことが研究の対象だということについては、当時の我々としても理解をしたわけですが、しかしその不安、道民の皆さんの不安になるようなこと、あるいは安全の安心の確保に繋がるような情報については、より積極的に公表すべきだということをお願いしたところでありましてその後変更したということについても、対応するというので、原子力機構としては、取り組んでいるというふうに理解をしております。以上です。

(質問者)

地下水に関しては当機構の方というかあその施設からですね、天塩川の方に排水していると思うのですけれども、その記録がどうも2年間ぐらい、直近のやつがなかったのですね。これ、なぜ見たのかというと地震があったので、じゃあその湧水量がどう変わるのか、今の時点での数値押さえておいてこの後どう変わるかということを見なきゃいけないのですが、それで2年3年前、以前は結構細かくちゃんと載っていたのが1年くらいなくて、地震があつてないなと思えばしばらくするといきなり出てきたのですね、これがまずちょっとおかしいなと思っております。地震による水の量、これは増えても減っても問題があります。それから、もう一つはこの性質ですね、成分分析、これも大きな課題になります。あわせて言うならば、近くに豊富温泉がありますね。このところも含めて、きちんとした湧水量ですね、それから成分、これに対して報告を

きっちり出していただかなきゃいけないと、それがなければ地震に対する影響というのをただ見た目だけで、施設のひび割れがないとかそういう問題で、片付けていいものだと思っと思っています。それからもう一つ、最終処分の問題でいくと実は私一番懸念しているのは、高レベル放射性廃棄物を直近で埋め戻せという形のいわゆる埋め戻し土の問題を気にしています。なぜかと言いますと、20年前には、どうだったのか、100レベルを超えるものに関してはドラム缶に詰めて保管するのではなかったのですか。それがなぜこの原発事故以降にはクリアランスレベルで、8000ベクレルというもので、再利用可能だったのですか。つまり条件が20年前の三者協定から変わっているのですよ。そのことに対してきちんと話し合いされていませんよね。ということになると、この最終的に埋め戻すという土はクリアランスレベルでも埋め戻していいということになりませんか。そうなった時には別に器に入れるわけではないので、地下水と接触することって考えられますので、その時の影響は取り戻しできません。そのことをどう考えておりますか。これは環境として北海道の環境を維持するという面でも非常に大きな問題だと私は思っています。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。まず天塩川への湧水の放出に関することですが、申し訳ございません、私どもとしては毎月、我々に報告を受けているのですが、その機構のホームページに、この間掲載されているのかどうかについては、同時に確認をできていませんでしたので、この間定期的にできたのかどうかについては、ちょっとこの場では、申し訳ございません。確認できておりません。今ご指摘あったように、しばらく出なかったということであれば、その原因、なぜしなかったのかについても、別途機構に確認をした上で、毎月調査をしているということは、我々知っておりますので、遅れずに今後しっかりと情報を出すことについては改めて申し入れたいと思っております。地震の影響で温泉も含めて様々なところに影響でるとということについては、貴重なご指摘でありますし重要だと考えておりますのでそういう点も含めて、機構に改めて申し伝えます。我々としても、そういう認識を改めてした上で、対応していきたいと思っております。その点について不十分だったことについては反省をし、申し訳ないと思っております。それから、埋め戻し土の問題についてですが、これ今回の延長の方針にかかわらず、これも重要な問題であります。現在は埋め戻しについてどのようにするかについては全くまだ検討されていない状態でありますので、今後、そういう埋め戻しの材料も含めて、その埋め戻しの考え方については、機構に確認会議の場などを通じまして、確認していきたいというふうに思っております。以上でございます。

(質問者)

それでは、すいません度々質問失礼いたします。これまでの説明のときに聞いてもよかったのですけれども、まずこれは説明会ということで、道の方から、あくまで説明をする内容について不明なところについて、我々に細かい説明をする。そのような場のようにとらえたほうがいいのでしょうか。今までいろんな方々が意見、あるいはこれを変えてくださいですかという要求をされていることに対してですね。もともといただいた資料の中のコピーと同じで、全く同じような返答で私たちが尋ねていることに対してはですね、全て受けとめてそれが知事に伝わるかどうか不明です。それが変えられていく方向に、私たちの意見が用いられるかも不明です。その点についてこれは、ただの説明会であって我々の要求ですか確認、そういうものが今後反映されるかどうか、それをまず、イエス、ノーでお答えいただきたい。シンプルにイエス、ノーでお答えください。そしてもう一つ、これはこれまでの流れとは全く関係ないのですが、最初の受け付けで名前と住所、書いてもらうように用意されていますけど、あれは何に使うのですか。名簿残すということであれば、いったい何の利用のための名簿なのか、こういった説明会で、各地でこれは集計した上でいったいどのような用いられ方になるでしょう。この説明会に参加した

人達ということで、記録に残してしかも住所まで求められています。その住所に何を求めていらっしゃるのでしょうか。これもしですね、何かそういうブラックリストのようなものを用意する。そういった意味で用いられるのであれば、早急にシュレッダーしていただけないでしょうか。必要ないものだと私は受け取っています。そしてもう一つですねこの資料、大変分厚い資料ですねこれあの道のお金で使って、大量にコピーしたと思いますけども今日は半分ぐらい、もう埋まっていなかったと思います。余っている資料ですね僕もそろそろ時間で帰らなければいけないので、もしに2、3部持って帰ることが許されるのであれば、私の仲間にも共有したい資料ですので、持ち帰りを私含めてここにいる方もし希望者があれば、提供いただけないかと思っておりますのでその点について教えてください。よろしく願いいたします。

(北海道 倉本部長)

まず、説明会はただの説明であるのかあるいは意見は今後どうするかということでありまして、先程来お話をしておりますが、今回の判断をするにあたってはまず、申し入れについて質問疑問を広く集いまして、それを含めて確認会議で精査をさせていただいたと、さらに確認会議の結果について、別途説明会を行ったわけでありまして。その場でのご意見、あるいは郵送、ファックス、メール等でいただいたご意見、そういったものを踏まえまして、この度の判断をさせていただいた。そういった道民の方々のご意見を踏まえた上での判断であるということでございます。今日或いは今後様々ご意見伺うと思っておりますが、それについて、今後確認会議で確認すべきこと或いは原子力機構に求めていくことの中に反映させながら、道民の不安、懸念の解消に努めていくというふうに考えております。今回のことについて、イエスカノーかだけでお答えするのは適切でないというふうに思っておりますのでこのような回答にさせていただきました。

(北海道 佐藤室長)

名前と住所につきましては、どのように使うのかという話で、正直にどのようなところから来ていらっしゃるのかというような把握に使わせていただいていたけれども、お名前自体をいただくということの意味というのは正直ないところがございますので、ここについては、今回ご指摘もいただいておりますし、そこはやらない方向を考えたいと思っております。我々も必要ですっていうことを言えるものもありませんので。きちんと処分いたします。

(質問者)

私も最初来たときに直接聞いたのですよ。それを聞いたときちゃんとした答えを言いませんでしたからね。

(北海道 倉本部長)

漫然と、こういう場で大体受付簿を作るっていうのが、役所の大半だと思うんですけど、私もやりましたけども、ご指摘を踏まえて破棄をしたいと思えました。大変申し訳ございませんでした。

(北海道 佐藤室長)

資料につきましては、余部がございますので持って行ってくださって、他の方に配っていただいている構いませぬので、受付の方で最後必要部数持っていただければと思います。

(司会)

それでは、そろそろ会場の都合がございまして、間もなくお時間となります。大変恐縮ですが、手短にお願ひできますでしょうか。

(質問者)

質問というか要望なのですが、先ほどの方もどこかのタイミングでシュレッダーってありましたけれども先ほど12月6日の道知事と幌延町長、理事長との三者面談の議事録を作成し、かつネットで公表もしているのです、この研究計画案に9ヶ年っていうのが載ってなくても支障がないはずだというお話ありましたが、その議事録1年未満で破棄するということはないと思うのですが、それを9ヶ年なので10年保存にしてあるとか、せいぜい30年保存かなとか、道の文書保存規定に則って、通常の保存であればそうになってしまうかもしれませんが、今後のその火山活動期に来ているとか、そういう地球温暖化など今般の事情をかんがみて、今後何があるか分かりませんので、あのときは、9ヶ年の延長さえしなければ北海道ないし日本国民が後悔するかもしれないので、永年保存でぜひお願いします。以上です。

(司会)

よろしいですか。ご要望ということで。はい。では次の方。

(質問者)

先ほどのお答えいただいた件について再三ですけれども、適切なアドバイスがいただける方を専門家として呼び出すというふうにおっしゃっていました。適切なアドバイスというのはどのようなアドバイスかということをおぼろげに念頭に置いた上で専門家を選ぶことはぜひやめていただきたい。私たちの、こういう方を選んだよ、いただきたいっていう意見、先ほど●●先生を確認会議に入れていただきたいという私個人としては、ぜひ●●先生と●●先生を入れていただきたいと思っております。こういった方も、今皆さんが念頭に置かれているのはまた別の角度からの適切なアドバイスをしてくださるものと思いますので、ぜひこういった方々を確認会議に出てきていただきたいということを、ご要望しております。よろしくお願いたします。

(司会)

それでは残りお二人ですね。前の女性の方。

(質問者)

研究期間は9年ということに私はこだわっていますが、この道としての判断という2ページ目、資料の2-5の一つ目を見ると、どうしても納得いきません。それは9年間の研究期間に必要な成果を得て研究を終了するものと受けとめと書いていますが、ものであると受けとめってことにほかならないと思うのですよね。それを確実に終わるということをお互いの確認事項とすることが今大変重要だと思っていて、議事録に書いてあるとおっしゃっているのです、そこをコピーし、このように話しましたよねということで、北海道が主導権をもって終了期間は9年で終了する、必ず終了するという文言を明記したものをまだ機構の方には、これに関して、これから行かれるということですので、そこで合わせて、それを確認し合い、また公表するというのを必ずやっていただきたいと思っております。それから、今の白いセーターの方と同様に、2ページの、今の5の丸二つ目ですけれども、確認会議のこういうことはもとより、外部評価も含めて研究はというようなことが書かれています。この外部評価においても、地元の方や、今おっしゃったような、地質、また放射線の問題などなど、環境に関わることの観点で意見をしっかりと話していただければ、そういう方を踏まえての評価ということに変えていただきたいと思っております。三つ目は、ホームページでということをおっしゃっているのですけれども、今回のこの意見を言うためにも、すごくすごく深く入らないと、その意見を行くところまで辿りつかないというのが私たちのみんな聞いてみると、それが実態です。今回のこのことも今日出されているというようなこともおっしゃっていますけど、もうちょっとすぐ見られるような、ページありますよね。

最新というところに、必ず載せていただきたいということを強く強く求めて質問を終わらせていただきました。

(北海道 倉本部長)

今後、機構に対しての文書で通知をいたしますし、また求めていくべきこと、特に今の期間の問題でいきますと、研究期間が9年間であり、その期間を通じて必要性を超えて、研究を終了できるよう取り組むことってというのは、改めて求めていく引き続き求めていくというふうに考えております。それから、二番目の外部評価についてはちょっと私どもの説明が不十分というか誤解与えたかもしれませんが、確認会議での評価確認する評価で、機構が今後節目ごとに、外部の評価を原子力機構が受けることになるので、これまではそこについては我々、深く確認してこなかったという反省もありますので、確認会議の中でそういう機構関係外部評価についても、確認していくということでございます。今ご指摘あった環境面についてはこれまでも重要であり、今後とも考えておりますので、先ほどの水の放出なんかも含め、環境への影響についてはこれまでも年に1回我々及び関係部局の担当者も含めて、状況の確認をしてきております。引き続きこれはやっというところだと思っておりますし、その結果については公表していきたいと思っております。それからホームページについては大変申しわけございません、作りがなかなか不十分だと思いますが、道のホームページのトップに出てくる最新の情報については実は掲載しているのですが、なかなかその道も更新する情報が多いので、すぐ後ろにスクロールしないと見られなくなってしまっているのがあります。ちょっと他部との関係もございませけれども、もう少し注目が集まる工夫ってというのは今後ともしていきたいと思っております。以上でございます。

(司会)

それでは大変申し訳ございません。時間切れになりますので、最後の方ということで。

(質問者)

すいません。短くじゃ、今の質問っていうか、意見とかにちょっと係わるかもしれないんですけども、幌延の研究案のところがですね。今後について①②③って書いてあって、6ページ目のところに地層処分の技術基盤整備の完了が確認できれば、ここがやっぱり具体的じゃないんですよね。何をもち、技術基盤の整備の完了が確認できるのかってというのは、全くこれだとわからないということがありますので、これから毎年、確認会議されるということですけども、具体的な成果とかですね、きちっとそこは明らかにしていって欲しいというところがあります。なおかつ先ほどもお話ししましたけども、20年っていうところですね、こんな軽々と破られてしまっていますし、北海道としても、軽くは考えてないとおっしゃっていましたが、どう考えても軽く考えていると。今回も9年程度としていますが、この確認書が協定にこの9年っていうどこにも書かれてないと。いうことでまた9年後ですね、そういう話になるのではないかというふうに思いますので、絶対ここは9年なら9年、何年度なら何年度何月、明記すべきです。じゃないとこんな説明でね、道民に説明したので、あとはペーパーを渡して、原子力機構と確認が取れましたってならないと思います。なので、もう一つはやっぱり先ほど旭川の方も言っていましたけれども、きちんと旭川含めてですね、道内もっときちんと多くのところで説明会をして、多くの意見を聞いて欲しいと。先ほども言っていましたけども機構からは、そういった話は聞けけれども都民からの声を聞かないってというのはやっぱりおかしいと思いますので、きちんとそこは道民の意見きちんと聞いた上で、こういう判断でしたというまでは原子力機構に対してペーパーを渡すべきではないということを、申し上げておきたいと思っております。

(北海道 倉本部長)

まず一つ目の技術基盤の整備の完了が確認をするということ自身については、具体的にはどういう事に当たるのかというのはわかり辛いということでございますから、我々はそれについてはその通りだと思っております。確認会議の中でもそれは、確認してきているわけですが、実際には、先ほど申し上げた外部評価なども非常に重要になって参りますので、ご指摘もありましたけれども、今後開く確認会議の中でそれを単に実績でやった、これはやったっていうだけではなくて、そのことが持つ意味ですとか、技術基盤整備に対してどの程度、今、進捗にあるのかということのが、できるだけ分かるようにするという観点から、途中経過の中でなかなかわかりづらいところ出てくるのかもしれませんが、できるだけ確認をしていくようにしていくつもりであります。それから、2点目、20年の期間について明記すべきということでございます。これは繰り返しになりますけれども、我々としては、知事と理事長の面談の中で、9年の期間を通じて、必要な成果を得て、終了できる取り組みということを確認しておりますので、また、道としても今後確認会議を開く中で、協定に則って計画に即して進められているかをしっかりと見ていくということをしていく中で、期間9年で成果を得て終了されるということ受け止めをしておりますし、そういう形で対応していきたいというふうに思っております。それから説明会についても、先ほどもこれ話しさせていただきました、今回は従来札幌と地元の幌延で行った説明会でありましたけれども、全道という意味では道東、道南を含めて各地で開催ということで説明会をさせていただいております。すべての地域で行うというわけではなくご不便をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、引き続き、様々な意見について、ご意見を伺いそれについては今後の確認会議の対応、或いは、機構への働きかけなどの中に反映をして、皆様の不安解消に務めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(質問者)

理事長と知事の話の中で、9年の話が出たということをおっしゃったんですけど、それがいつのどういうところだったのかということ公表していただきたいのと、それから議事録ではここに出ているというその二つを必ず公表してください。

(北海道 倉本部長)

議事録については今日持ってこなくて大変恐縮でございますが、ホームページで公表しております。

(質問者)

10月の2回目ですか。

(北海道 倉本部長)

いや、理事長と知事の面談は12月の6日ですね。参考6番に面談結果、参考資料6番ですね。原子力機構理事長と幌延町長、知事との面談結果についてというのをお付けしております。以上でございます。

(司会)

それでは大変申し訳ありません。会場の営業時間が終了の時間となります。一通り皆様からのご意見、ご質問をいただけたと思いますので、これをもちまして、質疑を終了させていただきます。以上をもちまして、令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)における道の対応に関する説明会を終了いたします。本日はお忙しい中、説明会にご参加いただきありがとうございます。



※ ●●は個人情報のため伏せております